

自己評価書

令和元年6月

室蘭工業大学

目 次

| | | |
|----|----------------------------|----|
| I | 大学の現況、目的及び特徴 | 1 |
| II | 基準ごとの自己評価 | |
| | 領域1 教育研究上の基本組織に関する基準 | 4 |
| | 領域2 内部質保証に関する基準 | 8 |
| | 領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準 | 19 |
| | 領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準 | 26 |
| | 領域5 学生の受入に関する基準 | 31 |
| | 領域6 教育課程と学習成果に関する基準 | 35 |
| | 教育研究上の基本組織 | |
| | 理工学部 | 36 |
| | 工学研究科 | 50 |

I 大学の現況、目的及び特徴

1 現況

- (1) 大学名 室蘭工業大学
- (2) 所在地 北海道室蘭市
- (3) 教育研究上の基本組織

| | |
|-------|--------------------|
| 学士課程 | 理工学部創造工学科、システム理化学科 |
| 大学院課程 | 工学研究科博士前期課程、博士後期課程 |

- (4) 学生数及び教員数（平成31年5月1日現在）

| | |
|-----|-------------------|
| 学生数 | 学部2, 799人、大学院598人 |
| 教員数 | 専任教員数：168人 |

2 大学等の目的

室蘭工業大学は、大学の目的を「高い知性と豊かな教養を備えた有能な人物を養成するとともに、高度の工業的知識及び技術の教授並びに学術の研究を為すこと」（学則第1条）、大学院の目的を「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与すること」（大学院学則第1条）と定め、科学文化の向上発展並びに産業の興隆に寄与し、もって世界の平和と人類の福祉に貢献することを使命としている。

また、本学の理念及び教育、研究、社会・国際貢献、運営の目標として「理念と目標－創造的な科学技術で夢をかたちに－」を定め、さらに、教育については「学部の教育目標」、「大学院博士前期課程の教育目標」及び「大学院博士後期課程の教育目標」をそれぞれ定めている。

3 特徴

本学は、室蘭工業専門学校と北海道大学附属土木専門部を編成校とし、昭和24年(1949)5月に設置された新制大学である。室蘭工業専門学校の前身である室蘭高等工業学校は昭和14年5月の設置、一方、北海道大学附属土木専門部の前身は、明治20年(1887)3月に設置された札幌農学校工学科で、本学の起源は、そこにまで遡ることができる。当初、電気・工業化学・鉱山・土木の4学科でスタートし、その後幾多の拡充・改組を行い、現在、理工学部2学科、大学院工学研究科博士前期課程3専攻、同博士後期課程1専攻で構成している。

本学は、天然の良港と鉄鋼業を中心として発展してきた人と自然が共存する北海道でも特色ある産業都市室蘭に位置する。この環境条件、立地条件及び地域の特性を礎に、「自然豊かなものづくりのまち室蘭の環境を活かし、総合的な理工学教育を行い、未来をひらく科学技術者を育てるとともに、人間・社会・自然との調和を考えた創造的な科学技術研究を展開し、地域社会さらには国際社会における知の拠点として豊かな社会の発展に貢献する」。

との理念を掲げている。

具体的には、

- ・「未来をひらく創造的な科学技術者を育成する」との方針の下、開学以来多くの工学系人材を輩出してきた実績を生かし、専門知識、課題解決能力、主体性・倫理観などを身に付けた高度な技術者等の育成の役割を充実するとともに、多様な社会ニーズを踏まえグローバル化が進む実社会で活躍できる「イノベーション博士人材」育成の役割を果たす。

- ・総合的価値判断能力や深い見識を身に付けることを目指した教養教育などの特色ある教育を進めてきた実績や国際的通用性のある認定プログラムを積極的に推進してきた実績を生かし、グローバルに活躍できる工学系人材を育成する学部・大学院教育を目指して不断の改善・充実を図るとともに学士課程と大学院博士前期課程を通じた教育を重視する。

- ・産業界・独立行政法人並びに北海道や室蘭市の期待を受けて進められている航空宇宙機システム及び環境関係分野をはじめ、ものづくりとしての高度で先端的な加工技術に関わる工学の諸分野の研究を推進する。航空宇宙分野では、基盤的研究成果を航空宇宙産業など関連産業に還元できるよう連携を重視し、北海道における航空宇宙工学の拠点形成を目指す。環境分野では、エネルギー、材料、資源活用の領域で実績を生かして社会のニーズに応える。

- ・産学官連携によるシップリサイクルの取組やイノベーション推進に資するネットワークの構築など、地域における知の拠点機能としての実績を生かし、室蘭市をはじめとする自治体との多方面にわたる連携を進展させ、地域からの要求に対して積極的に協力しつつ、地域の活性化を促進する。

- ・建築設備の防食技術講習、情報処理技術リーダー育成研修、教員免許状更新講習などの実績を生かし、地域企業や行政機関等の生産性やサービスの向上、新規事業展開のための準備教育や再教育、研修など、社会人の学び直し教育を推進する。

これら5つを学是とし、これらの強み・特色を基礎に、産学官金の連携を重視しつつ、地域と寄り添った特徴ある教育研究活動を展開することにより、本学の使命と存在意義を示してきた。

また、第3期中期目標・計画は、改革プランに基づき、ビジョン「知の拠点として地域に貢献するとともに、ものづくりとして高度で先端的な加工技術に関わる強み・特色のある専門諸分野で世界・全国的な教育研究を推進する」を掲げて策定した。第3期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の重点支援の枠組み「地域活性化の中核的拠点（主として、人材育成や地域課題を解決する取組などを通じて地域に貢献する取組とともに、専門分野の特性に配慮しつつ、強み・特色のある分野で世界ないし全国的な教育研究を推進する取組等を第3期の機能強化の中核とする国立大学）」を選択するとともに、戦略性が高く意欲的な目標・計画として以下の3つの戦略を設定した。

① 理工系人材の育成

～社会ニーズに応える高度専門科学技術者及び地域創生を担う理工系人材の育成～

- ② 地域課題に対応する研究の推進
～本学独自の研究シーズを活かした、北海道地域課題の解決による、地域活性化、新産業創出等の行政支援への取り組み～
- ③ 国内最高水準の研究拠点形成
～エネルギー、材料、資源活用などの強み・特色のある環境分野をさらに伸長するグリーン・イノベーション分野の形成～

II 基準ごとの自己評価

領域 1 教育研究上の基本組織に関する基準

| 基準 1-1 教育研究上の基本組織が、大学等の目的に照らして適切に構成されていること | |
|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目 1-1-1 学部及びその学科並びに研究科及びその専攻の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合は、その構成）が、大学及びそれぞれの組織の目的を達成する上で適切なものとなっていること | <ul style="list-style-type: none"> 自己評価書の「I 大学の現況、目的及び特徴」に記載のため、新たな資料は不要 前回評価以降に改組があった場合は、大学の設置等の認可申請・届出に係る提出書類の様式（別記様式第 2 号（その 1 の 1）基本計画書） 1-1-1-01_別記様式第 2 号（その 1 の 1）基本計画書 1-1-1-02_設置計画の概要（平成 26 年度大学院改組事前伺） 共同教育課程を置いている場合は、大学間で取り交わされた協定書、教育課程の編成・実施その他運営のための協議会の設置を定める文書及びその協議会の開催状況が分かる資料 該当なし |
| 【特記事項】 | |
| ① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。 | |
| 分析項目 1-1-1 （学部） | <p>これまで本学が果たしてきた役割と、一方で、地元室蘭市をはじめ、北海道、北海道内の産業界、経済界からも求められている今後変わり続ける北海道の産業界に対して必要とされる人材をどのように輩出していくかについて総合的に検討を行った結果、これまでの「ものづくり」教育を継承したうえで、さらにこれからの社会に必要とされる AI やビッグデータなどの ICT を活用できる新時代の理工系人材の育成を狙い、工学部 4 学科体制から理工学部 2 学科体制に改組を行った。</p> <p>平成 31 年 4 月から設置する新しい理工学部においては、ものごとの本質をつかみ、探究心を養うための自然科学・理学教育、さらに Society5.0 時代に対応する ICT や AI の本質を理解して使いこなすためのデータサイエンス教育を全学的に充実させ、幅広く身に付けた科学と工学の専門知識を基盤として、変わり続ける産業界で活躍する力を身に付け、地域課題と世界共通の課題に挑戦する人材を育成することを特色としている。</p> |
| 分析項目 1-1-1 （大学院） | <p>本学のミッションの再定義「育成する人材像」で明記した専門知識はもとより、周辺の専門基礎知識及び課題解決能力向上を目指すとともに、「イノベーション博士人材」育成のための体制構築を大きな目標として、博士前期課程を 7 専攻から 3 専攻、博士後期課程を 5 専攻から 1 専攻、とする大学院改組を行った。博士前期および後期課程において複数教員による専門分野を超えた教育・研究指導体制を実施するとともに、博士前期課程においては、コースワーク及び体系的な教育カリキュラムの充実のため「主専修・副専修」科目を導入し、専門分野を超えた社会が求める専門基礎知識の修得を図り、博士後期課程においては、「イノベーション科目群」等の充実したコースワーク履修を通して異なる専門分野の学生同士が切磋琢磨することにより社会の求める人材育成の達成、修了生のキャリアパスの確保も念頭に置いた産学協働の「アドバイザーボード」を設置することによる産業界の求める人材育成に対応した教育システムの構築、を図ることとした。</p> |
| ② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | |

| | |
|---|------|
| 活動取組 1-1-A | 該当なし |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> <p>■ ①当該基準を満たす</p> <p>□ ②当該基準を満たさない</p> | |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>・ 該当なし</p> | |
| <p>改善を要する事項</p> <p>・ 該当なし</p> | |

| 基準 1-2 教育研究活動等の展開に必要な教員が適切に配置されていること | |
|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目 1-2-1 大学設置基準等各設置基準に照らして、必要な人数の教員を配置していること | ・ 認証評価共通基礎データ様式 |
| 分析項目 1-2-2 教員の年齢及び性別の構成が、著しく偏っていないこと | ・ 教員の年齢別・性別内訳 (別紙様式 1-2-2) 1-2-2_教員の年齢別・性別内訳 |
| <p>【特記事項】</p> <p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。</p> | |
| 分析項目 1-2-1 | 該当なし |
| <p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに簡条書き</u>で記述すること。</p> | |
| 活動取組 1-2-A | 該当なし |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> <p>■ ①当該基準を満たす</p> <p>□ ②当該基準を満たさない</p> | |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>・ 該当なし</p> | |
| <p>改善を要する事項</p> <p>・ 該当なし</p> | |

| 基準 1-3 教育研究活動等を展開する上で、必要な運営体制が適切に整備され機能していること | |
|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| <p>分析項目 1-3-1</p> <p>教員の組織的な役割分担の下で、教育研究に係る責任の所在が明確になっていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・組織体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定） ・責任体制が確認できる規定類（学則、運営組織規定） 1-3-1-01_大学学則 ※第 2 条（学部及び学科） 1-3-1-02_大学院学則 ※第 2 条（研究科）、第 3 条（課程）、第 4 条（専攻） 1-3-1-03_領域規則 ※第 3 条（領域長） 1-3-1-04_組織規則 ※第 14 条（学科長）、第 16 条（領域）、第 16 条の 2（専攻長） 1-3-1-05_領域長規則 ※第 2 条（資格及び業務） 1-3-1-06_学科長に関する規則 ※第 3 条（資格及び業務） 1-3-1-07_大学院工学研究科博士前期課程専攻長に関する規則 ※第 2 条（資格及び業務） 1-3-1-08_大学院工学研究科博士後期課程専攻長に関する規則 ※第 2 条（資格及び業務） ・責任者の氏名が分かる資料 1-3-1-09_令和元年度役職員・部局長等一覧 ・教員組織と教育組織の対応表（別紙様式 1-3-1） 1-3-1_教員組織と教育組織の対応表 |
| <p>分析項目 1-3-2</p> <p>教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・教授会等の組織構成図、運営規定等 1-3-2-01_教育研究評議会規則 ※第 2 条（組織）、第 3 条（審議事項）、第 4 条（議長） 1-3-2-02_教授会規則 ※第 2 条（組織）、第 3 条（審議事項）、第 4 条（審議事項の委譲）、第 5 条（議長） 1-3-2-03_大学院工学研究科委員会規則 ※第 2 条（組織）、第 3 条（審議事項）、第 4 条（審議事項の委譲）、第 5 条（議長） 1-3-2-04_教育システム委員会規則 ※第 2 条（審議事項）、第 3 条（組織）、第 5 条（委員長及び副委員長） 1-3-2-05_大学院工学研究科博士後期課程専攻長等会議規則 ※第 2 条（組織）、第 3 条（審議事項）、第 4 条（審議事項の委譲）、第 5 条（議長） ・規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧（別紙様式 1-3-2） 1-3-2_規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧 |

| | |
|--|---|
| <p>分析項目 1-3-3</p> <p>全学的見地から、学長若しくは副学長の下で教育研究活動について審議し又は実施する組織が機能していること</p> | <p>・組織構成図、運営規定等</p> <p>(再掲) 1-3-2-01_教育研究評議会規則 ※第2条(組織)、第3条(審議事項)、第4条(議長)</p> <p>(再掲) 1-3-2-04_教育システム委員会規則 ※第2条(審議事項)、第3条(組織)、第5条(委員長及び副委員長)</p> <p>・規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧(別紙様式 1-3-3)</p> <p>1-3-3_規定上の開催頻度と前年度における開催実績一覧</p> |
| <p>【特記事項】</p> <p>① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| <p>分析項目 1-3-1</p> | <p>教員組織と教育組織を分離しているが、教育体制が曖昧にならないように理工学部には学科長を、工学研究科には専攻長を配置し、各規則上で業務を定めている。各教員は所属する領域から理工学部の各学科、工学研究科の各専攻の構成員として配置され、教育を実施している。</p> |
| <p>② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに箇条書き</u>で記述すること。</p> | |
| <p>活動取組 1-3-A</p> | <p>該当なし</p> |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> ①当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> ②当該基準を満たさない</p> | |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>・該当なし</p> | |
| <p>改善を要する事項</p> <p>・該当なし</p> | |

II 基準ごとの自己評価

領域2 内部質保証に関する基準

| 基準2-1 【重点評価項目】内部質保証に係る体制が明確に規定されていること | |
|--|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| <p>分析項目2-1-1</p> <p>大学等の教育研究活動等の質及び学生の学習成果の水準について、継続的に維持、向上を図ることを目的とした全学的な体制（以下、「機関別内部質保証体制」という。）を整備していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 明文化された規定類 <ul style="list-style-type: none"> 2-1-1-01_内部質保証に係る基本方針 2-1-1-02_内部質保証に係る自己点検・評価実施要項 2-1-1-03_評価分析室規則 （再掲）1-3-1-06_学科長に関する規則 ※第3条（資格及び業務） 2-1-1-04_役員会規則 第2条（組織）、第3条（審議事項）、第4条（議長） ・ 内部質保証に係る責任体制等一覧（別紙様式2-1-1） <ul style="list-style-type: none"> 2-1-1_内部質保証に係る責任体制等一覧 |
| <p>分析項目2-1-2</p> <p>それぞれの教育研究上の基本組織が、教育課程について責任をもつように質保証の体制が整備されていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 明文化された規定類 <ul style="list-style-type: none"> （再掲）1-3-1-06_学科長に関する規則 ※第3条（資格及び業務） （再掲）1-3-1-07_大学院工学研究科博士前期課程専攻長に関する規則 ※第2条（資格及び業務） （再掲）1-3-1-08_大学院工学研究科博士後期課程専攻長に関する規則 ※第2条（資格及び業務） （再掲）1-3-1-01_大学学則 ※第2条（学部及び学科）、 （再掲）1-3-1-02_大学院学則 ※第2条（組織） ・ 教育研究上の基本組織一覧（別紙様式2-1-2） <ul style="list-style-type: none"> 2-1-2_教育研究上の基本組織一覧 |
| <p>分析項目2-1-3</p> <p>施設及び設備、学生支援並びに学生の受入に関して質保証について責任をもつ体</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 明文化された規定類 <ul style="list-style-type: none"> （再掲）2-1-1-02_内部質保証に係る自己点検・評価実施要項 |

| | |
|--|--|
| <p>制を整備していること</p> | <p>2-1-3-01_施設アメニティー委員会規則 ※第2条（審議事項）、第3条（組織）、第5条（委員長）</p> <p>2-1-3-02_情報基盤委員会規則 ※第2条（審議事項）、第3条（組織）、第5条（委員長）</p> <p>2-1-3-03_図書館委員会規則 ※第2条（審議事項）、第3条（組織）、第5条（委員長）</p> <p>2-1-3-04_教育システム委員会規則 ※第2条（審議事項）、第3条（組織）、第5条（委員長及び副委員長）</p> <p>2-1-3-05_学生サポート委員会規則 ※第2条（審議事項）、第3条（組織）、第5条（委員長及び副委員長）</p> <p>2-1-3-06_国際交流委員会規則 ※第2条（審議事項）、第3条（組織）、第5条（委員長）</p> <p>2-1-3-07_入学試験委員会規則 ※第2条（審議事項）、第3条（組織）、第4条（委員長及び副委員長）</p> <p>2-1-3-08_大学院工学研究科博士後期課程専攻長等会議規則 ※第2条（組織）、第3条（審議事項）、第4条（審議事項の委譲）、第5条（議長）</p> <p>・ 質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧（別紙様式2-1-3）</p> <p>2-1-3_質保証について責任をもつ体制への構成員等の一覧</p> |
| <p>【特記事項】</p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| <p>分析項目2-1-1</p> | <p>該当なし</p> |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p> | |
| <p>活動取組2-1-A</p> | <p>該当なし</p> |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>・ 該当なし</p> | |

| |
|------------------------------|
| <p>改善を要する事項</p> <p>・該当なし</p> |
|------------------------------|

| 基準 2-2 【重点評価項目】 内部質保証のための手順が明確に規定されていること | |
|---|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| <p>分析項目 2-2-1</p> <p>それぞれの教育課程について、以下の事項を機関別内部質保証体制が確認する手順を有していること</p> <p>(1) 学位授与方針が大学等の目的に則して定められていること</p> <p>(2) 教育課程方針が大学等の目的及び学位授与方針と整合性をもって定められていること</p> <p>(3) 学習成果の達成が授与する学位に相応しい水準になっていること</p> | <p>・明文化された規定類</p> <p>(再掲) 2-1-1-02_内部質保証に係る自己点検・評価実施要項</p> |
| <p>分析項目 2-2-2</p> <p>教育課程ごとの点検・評価において、領域6の各基準に照らした判断が行うことが定められていること</p> | <p>・明文化された規定類</p> <p>(再掲) 2-1-1-02_内部質保証に係る自己点検・評価実施要項</p> <p>・教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧 (別紙様式 2-2-2)</p> <p>2-2-2_教育課程における評価の内容を規定する規定類一覧</p> |
| <p>分析項目 2-2-3</p> <p>施設及び設備、学生支援、学生の受入に関して行う自己点検・評価の方法が明確に定められていること</p> | <p>・明文化された規定類</p> <p>(再掲) 2-1-1-02_内部質保証に係る自己点検・評価実施要項</p> <p>・自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧 (別紙様式 2-2-3)</p> <p>2-2-3_自己点検・評価の実施時期、評価方法を規定する規定類一覧</p> |
| <p>分析項目 2-2-4</p> <p>機関別内部質保証体制において、関係者 (学生、卒業生 (修了生)、卒業生 (修了</p> | <p>・明文化された規定類</p> <p>(再掲) 2-1-1-01_内部質保証に係る基本方針</p> |

| | |
|--|--|
| <p>生)の主な雇用者等)から意見を聴取する仕組みを設けていること</p> | <p>(再掲) 2-1-1-02_内部質保証に係る自己点検・評価実施要項</p> <p>2-2-4-01_平成31年度学生を対象としたアンケート調査一覧</p> <p>2-2-4-02_平成30年度学生を対象としたアンケート調査一覧</p> <p>2-2-4-03_大学経営評価指標に係るアンケートの実施計画</p> <p>・意見聴取の実施時期、内容等一覧(別紙様式2-2-4)</p> <p>2-2-4_意見聴取の実施時期、内容等一覧</p> |
| <p>分析項目2-2-5</p> <p>機関別内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果(設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む。)を踏まえた対応措置について検討、立案、提案する手順が定められていること</p> | <p>・明文化された規定類</p> <p>(再掲) 2-1-1-01_内部質保証に係る基本方針</p> <p>(再掲) 2-1-1-02_内部質保証に係る自己点検・評価実施要項</p> <p>・検討、立案、提案の責任主体一覧(別紙様式2-2-5)</p> <p>2-2-5_検討、立案、提案の責任主体一覧</p> |
| <p>分析項目2-2-6</p> <p>機関別内部質保証体制において承認された計画を実施する手順が定められていること</p> | <p>・明文化された規定類</p> <p>(再掲) 2-1-1-01_内部質保証に係る基本方針</p> <p>・実施の責任主体一覧(別紙様式2-2-6)</p> <p>2-2-6_実施の責任主体一覧</p> |
| <p>分析項目2-2-7</p> <p>機関別内部質保証体制において、その決定した計画の進捗を確認するとともに、その進捗状況に応じた必要な対処方法について決定する手順が定められていること</p> | <p>・明文化された規定類</p> <p>(再掲) 2-1-1-01_内部質保証に係る基本方針</p> |
| <p>【特記事項】</p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| <p>分析項目2-2-1</p> | <p>該当なし</p> |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料</u>とともに箇条書きで記述すること。</p> | |

| | |
|---|------|
| 活動取組 2-2-A | 該当なし |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> <p>■ 当該基準を満たす</p> <p>□ 当該基準を満たさない</p> | |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>・ 該当なし</p> | |
| <p>改善を要する事項</p> <p>・ 該当なし</p> | |

| 基準 2-3 【重点評価項目】 内部質保証が有効に機能していること | |
|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| <p>分析項目 2-3-1</p> <p>自己点検・評価の結果（設置計画履行状況等調査において付される意見等、監事、会計監査人からの意見、外部者による意見及び当該自己点検・評価をもとに受審した第三者評価の結果を含む）を踏まえて決定された対応措置の実施計画に対して、計画された取組が成果をあげていること、又は計画された取組の進捗が確認されていること、あるいは、取組の計画に着手していることが確認されていること</p> | <p>・ 計画等の進捗状況一覧（別紙様式 2-3-1）</p> <p>2-3-1_計画等の進捗状況一覧</p> |
| <p>分析項目 2-3-2</p> <p>機関別内部質保証体制のなかで、点検に必要な情報を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その取組が効果的に機能していること（より望ましい取組として分析）</p> | <p>・ 該当する報告書等</p> <p>2-3-2-01_平成 28 年度第 7 回教育システム委員会_資料 6_TOEIC 試験結果の教育へのフィードバック関連資料（非公表）</p> <p>2-3-2-02_平成 30 年度における TOEIC 試験結果の分析（非公表）</p> |
| <p>分析項目 2-3-3</p> | <p>・ 該当する報告書等</p> |

| | |
|---|--|
| <p>機関別内部質保証体制のなかで、学生・卒業生を含む関係者からの意見を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その意見を反映した取組を行っていること（より望ましい取組として分析）</p> | <p>該当なし</p> <p>・領域4、5、6の各基準に関して学生等が主体的に作成し、機関別内部質保証体制として確認した報告書等を添付文書とすることができる。</p> <p>該当なし</p> |
| <p>分析項目2-3-4</p> <p>質保証を行うに相応しい第三者による検証、助言を受け、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している状況にあること（より望ましい取組として分析）</p> | <p>・該当する第三者による検証等の報告書</p> <p>2-3-4-01_JABEE認定証</p> <p>2-3-4-02_新学科のJABEE対応予定</p> <p>2-3-4-03_JABEE認定一覧</p> <p>2-3-4-04_ISMS・BCMS登録証</p> <p>2-3-4-05_HES登録証</p> |
| <p>【特記事項】</p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| <p>分析項目2-3-1</p> | <p>該当なし</p> |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料</u>とともに<u>箇条書き</u>で記述すること。</p> | |
| <p>活動取組2-3-2</p> | <p>・本学では第2期中期目標期間から、TOEIC試験を利用して英語教育の改善を図っているところであり、1年生では「TOEIC英語演習Ⅰ」、3年生では「TOEIC英語演習Ⅱ」を必修科目として配置し、その中でTOEIC試験を実施して習熟度を把握している。平成28年度の教育システム委員会において、平成26年度入学者の1年次と3年次におけるTOEIC試験の点数を比較し、項目別に分析を行った結果、〈読解力〉と〈語彙力〉が課題であると判明した。平成29年度から〈読解力〉の対策として「英語リーディング演習A・B」の中で速読・多読の演習、〈語彙力〉の対策として一年生全員に単語集を購入させレベル2単語から毎週範囲を指定し小テストを実施することとした。その結果、平成30年度には、平成28年度入学者の1年次と3年次におけるTOEIC試験の平均点と、平成26年度入学者の1年次と3年次におけるTOEIC試験の平均点との比較において、平均点が20点ほど上昇しており、点数も10点ほど高くなっている。そのため、本学においては英語教育の改善に必要な情報を体系的、継続的に収集、分析する取組を組織的に行っており、その取組が効果的に機能している状況にあると判断する。（再掲）2-3-2-01_平成28年度第7回教育システム委員会資料6_TOEIC試験結果の教育へのフィードバック関連資料（非公表）、（再掲）2-3-2-02_平成30年度におけるTOEIC試験結果の分析（非公表）</p> |

| | |
|------------|--|
| 活動取組 2-3-4 | <ul style="list-style-type: none"> ・改組前の4学科12コースのうち、11コース8プログラムでJABEE認定を受けており、改組後の2学科7コースにおいても5コースでJABEEを継続する。残りの2コースについても独自に外部評価を受審し、教育の質を確保する。((再掲) 2-3-4-01_JABEE認定証、(再掲) 2-3-4-02_新学科のJABEE対応予定、(再掲) 2-3-4-03_JABEE認定一覧) ・JABEE受審結果は、「JABEE教員連絡会議」で情報を共有し、受審結果において確認できた全学的な課題は、教育システム委員会の各特別委員会で改善に向けた検討を行い、その内容を学科へフィードバックし、学科において改善を図っており、JABEE審査を数年ごとに受けることにより、大学全体としてPDCAサイクルを確立し、教育の質の改善・向上を図っている。(2-3-4-06_室蘭工業大学教育システム委員会に置く特別委員会設置要項) ・平成27年に世界で初めてISMS/BCMS国際認証を同時取得しており、本学の情報セキュリティレベルおよび情報に関する事業継続性の高さが世界標準にあることが認証されている。((再掲) 2-3-4-04_ISMS・BCMS登録証) ・校内の教育研究環境を快適に保持するために、環境国際基準ISO14001を基本とした北海道環境マネジメントシステムスタンダード(HES、ステップ2)を取得している。(再掲) 2-3-4-05_HES登録証) |
|------------|--|

| |
|--|
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> |
|--|

| |
|--|
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・機関別内部質保証体制のなかで、TOEIC試験を利用して英語教育の改善を図っており、TOEIC試験の結果を分析して改善するための取組を組織的に行っており、その取組が効果的に機能している。 ・JABEEにおける取組で教育の質の改善・向上を図るPDCAサイクルを確立するだけでなく、ISMS/BCMS国際認証、北海道環境マネジメントシステムスタンダードによる認証等を取得したことにより、内部質保証に対する社会的信頼が一層向上している状況にある。 |
|--|

| |
|---|
| <p>改善を要する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当なし |
|---|

| | |
|---|------------------|
| 基準 2-4 教育研究上の基本組織の新設や変更等重要な見直しを行うにあたり、大学としての適切性等に関する検証が行われる仕組みを有していること | |
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |

| | |
|---|--|
| <p>分析項目 2-4-1</p> <p>学部又は研究科その他教育研究上の組織の新設・改廃等の重要な見直しを行うにあたり、機関別内部質保証体制で当該見直しに関する検証を行う仕組みを有していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・明文化された規定類 (再掲) 2-1-1-02_内部質保証に係る自己点検・評価実施要項 ・新設や改廃に関する機関別内部質保証体制で審議された際の議事録と当該関係資料 2-4-1-01_平成 29 年度役員会 (臨時) 議事録 2-4-1-02_平成 29 年度役員会 (臨時) 資料 2-4-1-03_平成 30 年度第 4 回役員会議事録 2-4-1-04_平成 30 年度第 4 回役員会資料 |
|---|--|

【特記事項】

①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。

| | |
|------------|--|
| 分析項目 2-4-1 | 2-4-1-01 及び 2-4-1-02 は、学部改組の設置申請にあたって法定会議で審議した際のもの。2-4-1-03 及び 2-4-1-04 は、学部改組の補正申請にあたって法定会議で審議した際のもの。 |
|------------|--|

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

| | |
|------------|------|
| 活動取組 2-4-A | 該当なし |
|------------|------|

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)

当該基準を満たす

当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

・該当なし

改善を要する事項

・該当なし

基準 2-5 組織的に、教員の質及び教育研究活動を支援又は補助する者の質を確保し、さらにその維持、向上を図っていること

| | |
|------|------------------|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
|------|------------------|

| | |
|---|---|
| <p>分析項目 2-5-1</p> <p>教員の採用及び昇格等に当たって、教育上、研究上又は実務上の知識、能力及び実績に関する判断の方法等を明確に定め、実際にその方法によって採用、昇格させていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・明文化された規定類 <ul style="list-style-type: none"> 2-5-1-01_教員選考基準（非公表） 2-5-1-02_教員選考委員会規則（非公表） ※第3条（教員選考） 2-5-1-03_大学院博士後期課程担当教員の資格基準について（非公表） ・教員の採用・昇任の状況（過去5年分）（別紙様式2-5-1） <ul style="list-style-type: none"> 2-5-1_教員の採用・昇任の状況（過去5年分） ・学士課程における教育上の指導能力に関する評価の実施状況が確認できる資料 ・大学院課程における教育研究上の指導能力（専門職学位課程にあっては教育上の指導能力）に関する評価の実施状況が確認できる資料 <ul style="list-style-type: none"> 2-5-1-04_個別専門委員会議事録（模擬講義、面接等）（非公表） |
| <p>分析項目 2-5-2</p> <p>教員の教育活動、研究活動及びその他の活動に関する評価を継続的に実施していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・明文化された規定類 <ul style="list-style-type: none"> 2-5-2-01_教員評価に関する要項（非公表） ※第5条（評価の実施時期） ・教員業績評価の実施状況（別紙様式2-5-2） <ul style="list-style-type: none"> 2-5-2_教員業績評価の実施状況 ・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（実施要項、業績評価結果の報告書等） <ul style="list-style-type: none"> 2-5-2-02_ASTA2018（概要）（非公表） ※P1. 1教員評価の目的と視点、P4. 3-1評価の対象と被評価者、P5. 3-6評価に用いるデータの収集期間 |
| <p>分析項目 2-5-3</p> <p>評価の結果、把握された事項に対して評価の目的に則した取組を行っていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・反映される規定がある場合は明文化された規定類 <ul style="list-style-type: none"> 2-5-3-01_教員評価に関する要項（非公表） ※第5条（評価の実施時期）、第6条（評価結果の取扱） ・評価結果に基づく取組（別紙様式2-5-3） <ul style="list-style-type: none"> 2-5-3_評価結果に基づく取組 ・教員の業績評価の内容、実施方法、実施状況が確認できる資料（業績評価に関連する規定、実施要項、業績評価結果の報 |

| | |
|---|---|
| | <p>告書等)</p> <p>(再掲) 2-5-2-02_ASTA2018 (概要) (非公表) ※P 6. 4 評価制度の全体像とウェイト、P 2 2. 4 評価結果に対する措置、5 業績向上計画書の提出</p> |
| <p>分析項目 2-5-4</p> <p>授業の内容及び方法の改善を図るためのファカルティ・ディベロップメント(FD)を組織的に実施していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・FDの内容・方法及び実施状況一覧(別紙様式2-5-4) <p>2-5-4_FDの内容・方法及び実施状況一覧</p> |
| <p>分析項目 2-5-5</p> <p>教育活動を展開するために必要な教育支援者や教育補助者が配置され、それらの者が適切に活用されていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・教務関係等事務組織図及び事務職員の事務分掌、配置状況が確認できる資料 <p>2-5-5-01_事務組織規程 ※第15条(総務広報課図書学術情報室の所掌事務)、第18条(学務課の所掌事務)、第19条(学務課国際交流室の所掌事務)</p> <p>2-5-5-02_教育関係等事務組織図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育活動に関わる技術職員、図書館専門職員等の配置状況が確認できる資料 <p>2-5-5-03_技術部規則 ※第4条(組織及び業務)、第5条(業務依頼)</p> <p>2-5-5-04_技術部組織図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・演習、実験、実習又は実技を伴う授業を補助する助手等の配置やTA等の配置状況、活用状況が確認できる資料 <p>2-5-5-05_TA採用授業科目・時間数一覧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育支援者、教育補助者一覧(別紙様式2-5-5) <p>2-5-5_教育支援者、教育補助者一覧</p> |
| <p>分析項目 2-5-6</p> <p>教育支援者、教育補助者が教育活動を展開するために必要な職員の担当する業務に応じて、研修の実施など必要な質の維持、向上を図る取組を組織的に実施していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧(別紙様式2-5-6) <p>2-5-6_教育支援者等に対する研修等内容・方法及び実施状況一覧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・TA等の教育補助者に対してのマニュアルや研修等内容、実施状況が確認できる資料 <p>2-5-6-01_TAの心構え(ガイダンス説明資料)</p> |

| | |
|--|--|
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| 分析項目2-5-1 | 本学においては、教員を選考する際の基準として「室蘭工業大学教員選考基準」を定めており、本基準に基づき教員の選考を行っている。また、教員選考を行う際の選考方法として面接や模擬授業等を行うことについては、個々の教員人事ごとの公募要領等で定めている。 |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに簡条書きで記述すること。 | |
| 活動取組2-5-A | 該当なし |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| ・該当なし | |
| 改善を要する事項 | |
| ・該当なし | |

II 基準ごとの自己評価

領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

| 基準3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること | |
|--|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目3-1-1 毎年度、財務諸表等について法令等に基づき必要な手続きを経ていること | <ul style="list-style-type: none"> 直近年度の財務諸表 3-1-1-01_H30 財務諸表 3-1-1-02_H30 決算報告書 3-1-1-03_H30 事業報告書 上記財務諸表に係る監事、会計監査人の監査報告書 3-1-1-04 監事監査報告書 3-1-1-05 監事監査ヒアリング報告書 3-1-1-06 独立監査人による監査報告書 |
| 分析項目3-1-2 教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行していること | <ul style="list-style-type: none"> 予算・決算の状況（過去5年間分）がわかる資料（別紙様式3-1-2） 3-1-2 予算・決算の状況（過去5年間分）がわかる資料 分析の手順に示された理由がある場合に、その理由を記載した書類 3-1-2-01 乖離率理由 |
| 【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| 分析項目3-1-1 | 該当なし |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。 | |
| 活動取組3-1-A | 該当なし |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 ・該当なし | |

改善を要する事項

・該当なし

基準3-2 管理運営のための体制が明確に規定され、機能していること

| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
|---|--|
| <p>分析項目3-2-1 大学の管理運営のための組織が、適切な規模と機能を有していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・管理運営のための組織（法人の役員会、経営協議会、教育研究評議会等が、法人としての業務以外で大学の教育研究活動に係る運営において役割を有する場合は、それらを含む）の設置、構成等が確認できる資料（根拠となる規定を含む。） （再掲）2-1-1-04_役員会規則 ※第2条（組織）、第3条（審議事項）、第4条（議長） 3-2-1-01_経営協議会規則 ※第2条（組織）、第4条（審議事項）、第5条（議長） （再掲）1-3-2-01_教育研究評議会規則 ※第2条（組織）、第3条（審議事項）、第4条（議長） 3-2-1-02_企画戦略会議規則 ※第2条（組織）、第3条（任務）、第4条（議長） 3-2-1-03_企画戦略業務室規則 ※第2条（構成）、第3条（組織）、第5条（チームリーダー） 3-2-1-04_組織図（令和元年5月1日現在） ・大学の学長と大学を設置する法人の長が異なる場合は、責任の内容と所在が確認できる資料 該当なし ・役職者の名簿 3-2-1-05_役職者の名簿（令和元年5月1日現在） |
| <p>分析項目3-2-2 法令遵守に係る取組及び危機管理に係る取組のための体制が整備されていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・法令遵守事項一覧（別紙様式3-2-2） ・危機管理体制等一覧（別紙様式3-2-2） 3-2-2_法令遵守事項一覧及び危機管理体制等一覧 |

【特記事項】

①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

分析項目3-2-1 該当なし

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

活動取組3-2-A 該当なし

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）

| |
|---|
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない |
| 優れた成果が確認できる取組 ・該当なし |
| 改善を要する事項 ・該当なし |

基準 3-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること

| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
|---|--|
| 分析項目 3-3-1 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること | <ul style="list-style-type: none"> 根拠となる規定類 3-3-1-01 事務組織規程 ※第 13 条～第 21 条（事務局各課の所掌事務）、第 28 条（監査室の所掌事務） 事務組織の組織図 3-3-1-02 事務組織の組織図（令和元年 5 月 1 日現在） （令和元年 5 月 1 日現在） 事務組織一覧（部署ごとの人数（分析項目 2-5-6 教育支援者を含む。））（別紙様式 3-3-1） 3-3-1 事務組織一覧（部署ごとの人数（分析項目 2-5-6 教育支援者を含む。）） |

【特記事項】
 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。

| | |
|------------|------|
| 分析項目 3-3-1 | 該当なし |
|------------|------|

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

| | |
|------------|------|
| 活動取組 3-3-A | 該当なし |
|------------|------|

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）

当該基準を満たす
 当該基準を満たさない

| |
|------------------------|
| 優れた成果が確認できる取組 ・該当なし |
|------------------------|

| |
|-------------------|
| 改善を要する事項 ・該当なし |
|-------------------|

基準3-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、これらの者の間の連携体制が確保され、能力を向上させる取組が実施されていること

| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
|--|--|
| 分析項目3-4-1 教員と事務職員等とが適切な役割分担のもと、必要な連携体制を確保していること | <ul style="list-style-type: none"> ・教職協働の状況（別紙様式3-4-1） 3-4-1 教職協働の状況 （再掲）3-2-1-02 企画戦略会議規則 ※第2条（組織）、第4条（審議事項）、第5条（議長） （再掲）1-3-2-01 教育研究評議会規則 ※第2条（組織）、第3条（審議事項）、第4条（議長） （再掲）3-2-1-03 企画戦略業務室規則 ※第2条（構成）、第3条（組織）、第5条（チームリーダー） 3-4-1-01 経営協議会委員名簿（令和元年5月1日現在） 3-4-1-02 教育研究評議会構成員名簿（令和元年5月1日現在） 3-4-1-03 企画戦略会議名簿（令和元年5月1日現在） 3-4-1-04 企画戦略業務室名簿（令和元5月1日現在） |
| 分析項目3-4-2 管理運営に従事する教職員の能力の質の向上に寄与するため、スタッフ・ディベロップメント（SD）を実施していること | <ul style="list-style-type: none"> ・SDの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式3-4-2） 3-4-2 SDの内容・方法及び実施状況一覧 |

【特記事項】

①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。

| | |
|-----------|------|
| 分析項目3-4-1 | 該当なし |
|-----------|------|

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

| | |
|-----------|---|
| 活動取組3-4-1 | <p>本学独自の研修等として、学外の有識者を招き、教職員自体が本学経営者の一員である認識、自覚を持って業務に携わることを誘起し、本学の活性化を促すことを目的とした大学改革セミナー「室工大未来塾」を開催し、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組を組織的に行っている。(3-4-1-05_大学改革セミナー「室工大未来塾」の開催主旨、3-4-1-06_大学改革セミナー「室工大未来塾」開催実績)</p> |
|-----------|---|

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）

当該基準を満たす

当該基準を満たさない

| |
|---|
| 優れた成果が確認できる取組 |
| ・教員と事務職員との適切な役割分担の下で教職員間の連携体制を確保し、協働によりその職務が行われるように大学改革セミナー「室工大未来塾」を開催し、管理運営に関わる職員の資質の向上を図っている。 |
| 改善を要する事項 |
| ・該当なし |

| 基準3-5 財務及び管理運営に関する内部統制及び監査の体制が機能していること | |
|---|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目3-5-1 監事が適切な役割を果たしていること | <ul style="list-style-type: none"> ・ 監事に関する規定 3-5-1-01_監事監査規則 ※第2条（監査の対象及び目的）、第3条（監査の時期）、第4条（監査方法）、第5条（監査計画） ・ 監事による監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の監事監査計画書、監事監査報告書、監事による意見書等） 3-5-1-02_監事監査計画 （再掲）3-1-1-04_監事監査報告書 （再掲）3-1-1-05_監事監査ヒアリング報告書 ・ 監事が置かれていない場合は、直近年度の地方自治体における監査委員等の監査結果 該当なし |
| 分析項目3-5-2 法令の定めに従って、会計監査人による監査が実施されていること | <ul style="list-style-type: none"> ・ 会計監査人の監査の内容・方法が確認できる資料（直近年度の監査計画書等） 3-5-2-01_監査計画説明書（非公表） ・ 財務諸表等の監査の実施状況を確認できる資料（直近年度の会計監査人による監査報告書等） 3-5-2-02_独立監査人による監査報告書（非公表） |
| 分析項目3-5-3 独立性が担保された主体により内部監査を実施していること | <ul style="list-style-type: none"> ・ 組織図又は関係規定（独立性が担保された主体であることが確認できるもの） ・ 内部監査に関する規定 （再掲）3-3-1-01_事務組織規程 ※第13条～第21条（事務局各課の所掌事務）、第28条（監査室の所掌事務） （再掲）3-3-1-02_事務組織の組織図（令和元年5月1日現在） 3-5-3-01_内部監査規則 ※第2条（監査の目的）、第3条（監査の対象）、第4条（監査の種類）、第5条（監査方法）、第7条（監査計画） 3-5-3-02_内部監査計画（非公表） ・ 監査の実施状況等が確認できる資料（直近年度の内部監査報告書等） 3-5-3-03_内部監査報告書（非公表） |

| | |
|---|---|
| 分析項目3-5-4 監事を含む各種の監査主体と大学の管理運営主体との間で、情報共有を行っていること | ・監査の連携状況が具体的に確認できる資料（直近年度の協議、意見交換の議事録等） 3-5-4-01_4者ミーティング議事記録メモ（非公表） |
| 【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| 分析項目3-5-1 | 該当なし |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。 | |
| 活動取組3-5-A | 該当なし |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 ・該当なし | |
| 改善を要する事項 ・該当なし | |

| 基準3-6 大学の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること | |
|--|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目3-6-1 法令等が公表を求める事項を公表していること | ・法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧（別紙様式3-6-1） 3-6-1_法令が定める教育研究活動等についての情報の公表状況一覧 |
| 【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| 分析項目3-6-1 | 該当なし |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。 | |
| 活動取組3-6-A | 該当なし |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす | |

| |
|-------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない |
| 優れた成果が確認できる取組 ・該当なし |
| 改善を要する事項 ・該当なし |

II 基準ごとの自己評価

領域4 施設及び設備並びに学生支援に関する基準

| 基準4-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設及び設備が整備され、有効に活用されていること | |
|--|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目4-1-1 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備を法令に基づき整備していること | 認証評価共通基礎データ様式 ・夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧（別紙様式4-1-1） 4-1-1_夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧 |
| 分析項目4-1-2 法令が定める実習施設等が設置されていること | ・附属施設等一覧（別紙様式4-1-2） 4-1-2_附属施設等一覧 4-1-2-01_ものづくり基盤センター規則 |
| 分析項目4-1-3 施設・設備における安全性について、配慮していること | ・施設・設備の整備（耐震化、バリアフリー化等）状況（面積、収容者数）、利用状況等が確認できる資料 4-1-3-01_建物の老朽度、耐震性能及び改修年次計画 4-1-3-02_構内バリアフリーMAP 4-1-3-03_施設整備計画（マスタープラン） ・安全・防犯面への配慮がなされていることが確認できる資料 4-1-3-04_構内セキュリティーMAP（非公表） |
| 分析項目4-1-4 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境を整備し、それが有効に活用されていること | ・学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編） 4-1-4-01_平成30年度学術情報基盤実態調査（コンピュータ及びネットワーク編）回答（非公表） 4-1-4-02_学生ポートフォリオについて 4-1-4-03_Moodleの利用について |
| 分析項目4-1-5 大学組織の一部としての図書館において、教育研究上必要な資料を利用可能な状態に整備し、有効に活用されていること | ・学術情報基盤実態調査（大学図書館編） 4-1-5-01_平成30年度学術情報基盤実態調査（大学図書館編）回答（非公表） |
| 分析項目4-1-6 自習室、グループ討議室、情報機器室、教室・教育設備等の授業時間外使用等による自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されていること | ・自主的学習環境整備状況一覧（別紙様式4-1-6） 4-1-6_自主的学習環境整備状況一覧 |

| | |
|---|---|
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| 分析項目4-1-4 | 学生が利用可能なICT環境として、学生ポートフォリオを整備している。学生ポートフォリオでは、学生自身が履修状況、成績情報、授業出欠状況が確認できるほか、コース分属以降はコース学習目標別GPA分布が表示され、学習達成状況の確認が可能となっている。また、授業においてはMoodleが利用されており、学生への連絡、資料の配布、課題の出题や回答など、有効活用されている。 |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。 | |
| 活動取組4-1-A | 該当なし |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| ・該当なし | |
| 改善を要する事項 | |
| ・該当なし | |

| 基準4-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること | |
|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目4-2-1 学生の生活、健康、就職等進路に関する相談・助言体制及び各種ハラスメント等に関する相談・助言体制を整備していること | <ul style="list-style-type: none"> ・相談・助言体制等一覧（別紙様式4-2-1） ・生活支援制度の利用実績が確認できる資料 4-2-1 相談・助言体制等一覧 ・保健（管理）センター、学生相談室、就職支援室等を設置している場合は、その概要や相談・助言体制（相談員、カウンセラーの配置等）が確認できる資料 ・生活支援制度の学生への周知方法（刊行物、プリント、掲示等）が確認できる資料 4-2-1-01 学生総合相談室の周知 4-2-1-02 健康相談・カウンセリング等の周知 4-2-1-03 カウンセラー配置状況及び利用案内 4-2-1-04 就職相談の周知 |

| | |
|---|--|
| | <p>4-2-1-05_就職担当教員一覧</p> <p>4-2-1-06_[保健管理センター]利用状況(30年度)</p> <p>4-2-1-07_全学的支援体制図</p> <p>4-2-1-08_チューター制の周知</p> <p>4-2-1-09_チューター制実施要領</p> <p>4-2-1-10_学生総合相談室規則</p> <p>4-2-1-11_保健管理センター規則</p> <p>4-2-1-12_キャリア・サポート・センター規則</p> <p>・各種ハラスメント等の相談体制や対策方法が確認できる資料(取扱要項等)</p> <p>4-2-1-13_ハラスメント相談体制の周知</p> <p>4-2-1-14_ハラスメントの防止等に関する規則</p> |
| <p>分析項目4-2-2</p> <p>学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう、必要な支援を行っていること</p> | <p>・課外活動に係る支援状況一覧(別紙様式4-2-2)</p> <p>4-2-2_課外活動に係る支援状況一覧</p> <p>4-2-2-01_サークル数一覧</p> |
| <p>分析項目4-2-3</p> <p>留学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること</p> | <p>・留学生に対する生活支援の状況が確認できる資料(実施体制、実施方法、実施状況等)</p> <p>4-2-3-01_国際交流センター活動報告書について</p> <p>4-2-3-02_2017年度国際交流センター活動報告書</p> <p>(P3. 3国際交流センターの業務、P4. 国際交流センターの組織、P29. 10留学生を対象とした行事、研修等)</p> <p>4-2-3-03_留学生チューターマニュアル</p> <p>4-2-3-04_「Resident Assistant」実施要項</p> <p>4-2-3-05_外国人留学生チューター・「Resident Assistant」勤務実績</p> <p>4-2-3-06_国際交流関係_大学独自の奨学金制度(平成30年度実績)</p> <p>4-2-3-07_留学生宿舍入居状況</p> <p>・留学生に対する外国語による情報提供(健康相談、生活相談等)を行っている場合は、その資料</p> <p>4-2-3-08_For Safety and Well-being</p> |
| <p>分析項目4-2-4</p> <p>障害のある学生その他特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を行う体制を整備し、必要に応じて生活支援等を行っていること</p> | <p>・障害のある学生等に対する生活支援の状況が確認できる資料(実施体制、実施方法等)</p> <p>(再掲) 4-2-1-16_障がいを持つ学生に対する授業・試験時の配慮について</p> <p>(再掲) 4-2-1-17_障がいを持つ学生に対する授業・試験時の配慮について</p> |

| | |
|--|--|
| <p>分析項目 4-2-5</p> <p>学生に対する経済面での援助を行っていること</p> | <p>4-2-4-01_障がい者支援に係る全学的支援体制図</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済的支援の整備状況、利用実績一覧（別紙様式 4-2-5） ・奨学金制度の整備状況と当該窓口の周知が確認できる資料 <p>4-2-5_経済的支援の整備状況、利用実績一覧</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本学生支援機構奨学金等の利用実績が確認できる資料 <p>4-2-5-01_日本学生支援機構奨学生一覧（平成25年度～平成30年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学独自の奨学金制度等を有している場合は、その制度や利用実績が確認できる資料 <p>4-2-5-02_大学独自の奨学金制度（平成30年度実績）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入学金、授業料免除等を実施している場合は、その基準や実施状況が確認できる資料 <p>4-2-5-03_大学院博士後期課程社会人学生に係る入学金免除実施要項</p> <p>4-2-5-04_大学院博士後期課程社会人学生授業料免除要項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生寄宿舎を設置している場合は、その利用状況（料金体系を含む。）が確認できる資料 <p>4-2-5-05_授業料等の額並びに徴収方法等規則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記のほか、経済面の援助の利用実績が確認できる資料 |
| <p>【特記事項】</p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を 400 字以内で記述すること。</p> | |
| <p>分析項目 4-2-1</p> | <p>該当なし</p> |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u></p> | |
| <p>活動取組 4-2-1</p> | <p>健康に関する相談体制、進路相談に関する相談体制は整備され、在学生に対するアンケートにおいてもサービス担当窓口への肯定的意見が多く、機能している。(4-2-1-15_平成 30 年度 2～4 年生学習と学生生活アンケート P12 IV. 教育環境について 問 16) また、特別な支援が必要な障害のある学生に対する支援については個人にあわせた支援を実施している。(4-2-1-16_障がいを持つ学生に対する授業・試験時の配慮について、4-2-1-17_障がいを持つ学生に対する授業・試験時の配慮について)</p> |
| <p>活動取組 4-2-3</p> | <p>本学においては、国際交流センターが中心となり、積極的に以下の取組を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・室蘭工業大学私費外国人留学生支援奨学金（月額 3 万円）を 35 名に支給、室蘭工業大学短期留学生（受入れ）支援奨学金（月額 5 万円）を 13 名に支給した。((再掲) 4-2-3-06_国際交流関係_大学独自の奨学金制度（平成30年度実績）) ・合計 102 名収容可能な留学生宿舎（明德寮の一部・48 名、留学生宿舎 1（国際交流会館）・12 名、留学生宿舎 2（1RC4）・23 名、留学生宿舎 3（借上宿舎）・19 名）を用意した。 ((再掲) 4-2-3-07_留学生宿舎入居状況) ・大学主催の留学生向け行事を年間 10 件開催し、計 666 名の留学生、日本人学生、教職員等が参加し、交流を深めた。(4-2-3-02_2017 年度国際交流センター活動報告書 p.29 10.1 国際交流センター主催行事) |

| | |
|---|---|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・学外からの講師派遣依頼により、年間 18 件、計 34 名の留学生を小中学校等に派遣し、地域の国際交流事業に貢献した。(4-2-3-02_2017年度国際交流センター活動報告書 p. 34 10.2.1 講師派遣) ・学外の支援団体主催の行事及びボランティア活動に年間 19 件、計 289 名の留学生が参加し、地域住民と積極的に交流した。(4-2-3-02_2017年度国際交流センター活動報告書 p. 35 10.2.2 学外支援団体等支援行事) |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多様な学生相談に対応する体制が整備され、学生の満足度が高いことから学生に対して十分な支援ができています。 ・留学生に対して、学習指導・支援のためにチューターを配置し、生活指導・支援のために Resident Assistant を配置するほか、受入と派遣留学のための大学独自の奨学金制度を設置し、100 名を超える留学生に対応した宿舎の整備を行うなど、留学生に係る生活支援体制の充実に努めている。また、日本人学生及び地域住民との交流として学内外の行事・ボランティア活動に留学生が積極的に参加している。 | |
| <p>改善を要する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当なし | |

II 基準ごとの自己評価

領域5 学生の受入に関する基準

| 基準5-1 学生受入方針が明確に定められていること | |
|--|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目5-1-1 学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示していること | <ul style="list-style-type: none"> 学生受入方針が確認できる資料 5-1-1-01_入学者受入方針（学部、選抜方法を含む） 5-1-1-02_入学者受入方針（学部、編入学） 5-1-1-03_入学者受入方針（大学院） |
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| 分析項目5-1-1 | <ul style="list-style-type: none"> 求める学生像における「入学前に学習しておくことが期待される内容」とは、『知識・技能』に記載のある「工学（理工学）分野を学ぶための高等学校等で修得すべき基礎的な知識・技能を有する人」が該当する。また、「受け入れる学生に求める学習成果についてどのような成果を求めるか」については、各学科の求める学生像の中でそれぞれの能力を有していることを求めており、それらを有するレベルの学習成果を求めている。 3年次編入学にあっては、2020年度入学者の募集は改組前の4系学科で行う。 <p>また、2021年度入学者選抜から改組後の2学科体制で実施するため、現在学力の3要素を踏まえた入学者受入方針の策定を進めており、12月までに原案を策定し、2月末までの機関決定を目指している。</p> |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。 | |
| 活動取組5-1-1 | <ul style="list-style-type: none"> 平成30年度入学者選抜において、大学院博士前期課程では推薦入試で141名、一般入試で95名、社会人入試で1名、外国人留学生入試で21名の入学者があり、また、大学院博士後期課程4月入学では一般入試で5名、社会人入試2名、外国人留学生入試で9名、10月入学では社会人入試で3名、外国人留学生入試で8名の入学者があり、多様な入学者の受け入れができています。（5-1-1-04_平成31年度MC募集要項※P5.6 推薦入試選抜方法、P10.6 高等専門学校専攻科修了生入試選抜方法、P15.5 一般入試選抜方法、P22.5 社会人入試選抜方法、P28.5 留学生入試（国内出願）選抜方法、5-1-1-05_2019年度MC募集要項（留学生国外）※5 留学生入試（国外出願）選抜方法、5-1-1-06_平成31年度DC募集要項※P6.5 一般入試選抜方法、P12.5 社会人入試選抜方法、P19.5 留学生入試（国内出願）選抜方法、5-1-1-07_2019年度DC募集要項（留学生国外）※P7.5 留学生入試（国外出願）選抜方法、5-1-1-08_平成30年度大学院入学志願者・入学者等集計表） |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |

| |
|--|
| 優れた成果が確認できる取組 |
| ・ 学生受入方針において、「求める学生像」及び「入学者選抜の基本方針」の双方を明示するだけでなく、入学者受入方針に沿った入学者選抜を実現するために選抜方法を定めている。 |
| 改善を要する事項 |
| ・ 該当なし |

| 基準 5-2 学生の受入が適切に実施されていること | |
|--|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| <p>分析項目 5-2-1</p> <p>学生受入方針に沿って、受入方法を採用しており、実施体制により公正に実施していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 入学者選抜の方法一覧（別紙様式 5-2-1） 5-2-1_入学者選抜の方法一覧 ・ 面接、実技試験等において評価の公正性を担保する組織的取組の状況を示す資料（面接要領等） 5-2-1-01_創造工学科推薦入試面接マニュアル（非公表） 5-2-1-02_システム理化学科推薦入試面接マニュアル（非公表） ・ 入試委員会等の実施組織及び入学者選抜の実施体制が確認できる資料 5-2-1-03_入学試験委員会規則（非公表） ※第2条（審議事項）、第3条（組織）、第4条（委員長及び副委員長） 5-2-1-04_大学院工学研究科博士後期課程専攻長等会議規則（非公表） ※第2条（組織）、第3条（審議事項）、第4条（審議事項の委譲）、第5条（議長） 5-2-1-05_入学試験組織規則（非公表） ※第3条（個別学力検査学力考査委員）、第4条（推薦入試口頭試問考査委員）、第5条（入学試験実施機関）、第6条（構成）、第7条（実施本部の業務）、第8条（実施本部の組織）、第9条（本部長）、第10条（主任及び副主任）、第11条（試験場の組織）、第12条（班長）、第13条（班員）、第14条（各班の業務） ・ 入学者選抜の試験実施に係る実施要項、実施マニュアル等 5-2-1-06_特別入試実施要項抜粋（非公表） 5-2-1-07_個別学力検査試験実施要領（非公表） ・ 学士課程については、個別学力検査及び大学入試センター試験において課す教科・科目の変更等が入学志願者の準備に大きな影響を及ぼす場合に2年程度前に予告・公表されたもので直近のもの 5-2-1-08_室蘭工業大学理工学部における2021年度入学者選抜について（まとめ）（非公表） |
| 分析項目 5-2-2 | ・ 学生の受入状況を検証する組織、方法が確認できる資料 |

| | |
|---|--|
| <p>学生受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組を行っており、その結果を入学選抜の改善に役立てていること</p> | <p>5-2-2-01_アドミッションオフィス規則 ※第3条（組織）、第5条（オフィス長及び副オフィス長）、第6条（部門）、第9条（業務）</p> <p>・学生の受入状況を検証し、入学選抜の改善を反映させたことを示す具体的事例等</p> <p>5-2-2-02_マレーシア・ツイニング・プログラム入試実施要項（非公表）</p> |
| <p>【特記事項】</p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| <p>分析項目5-2-1</p> | <p>入学選抜にあつては、学部及び大学院博士前期課程入学選抜においては各学科及び専攻の試験実施機関から入学試験委員会へ、大学院博士後期課程入学選抜においては工学専攻から大学院工学研究科博士後期課程専攻長等会議へ合格候補者の提案がなされ、審議のうえ合格者を決定している。</p> |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに簡条書き</u>で記述すること。</p> | |
| <p>活動取組5-2-2</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・博士前期課程において質の高い志願者確保の観点から推薦入試募集人員を増員した。(5-2-2-03_平成31年度MC募集要項※P.2 募集人員) ・学部個別学力検査において受験者の利便性向上及び志願者獲得の観点から、東京に学外試験場を新設した。その結果、関東地方からの志願者数が30%増加した。(5-2-2-04_学部一般入試学生募集要項※P.7.6 選抜方法 (3)ウ 試験場)、5-2-2-05_前期日程試験場・地方区分別志願者内訳) ・学部推薦入試において長期的な質の高い志願者確保の観点から、推薦入試IAの募集人員を増員した。(5-2-2-06_平成31年度学部推薦入試募集要項※P.3. i 推薦入試IA・IB(理工学部昼間コース) 1 募集人員) ・学部編入学のマレーシア・ツイニング・プログラム入試において志願者の能力をより見極めるために、現地での面接試験を導入した。(再掲) 5-2-2-02_マレーシア・ツイニング・プログラム入試実施要項（非公表）) |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する□欄をチェック■)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>・アドミッションオフィスでは、入学選抜方法の恒常的な検証が行われており、過去5年間で4件の入試方法の改善を行っていることから、学生の受入が適切に実施されている。</p> <p>具体的には、入学受入方針に沿った入学を受け入れるために様々な入学選抜を実施するだけでなく、受験者の利便性向上、受験生確保の観点から、室蘭試験場に加え、学外試験場として札幌、仙台、東京、名古屋を設けていること、志願者の能力を見極めるためにマレーシア・ツイニング・プログラム入試において現地での面接試験を導入するなど質の高い志願者の確保に努めている。</p> | |
| <p>改善を要する事項</p> <p>・該当なし</p> | |

基準5-3 実入学人数が入学定員に対して適正な数となっていること

| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
|--|--|
| 分析項目5-3-1 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないこと | <ul style="list-style-type: none"> ・ 認証評価共通基礎データ様式【大学用】様式2 ・ 実入学者数が「入学定員を大幅に超える」、又は「大幅に下回る」状況になっている場合は、その適正化を図る取組が確認できる資料 <p style="margin-left: 20px;"> 5-3-1-01_入学意向調査 5-3-1-02_DC指導教員一覧 </p> |
| 【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| 分析項目5-3-1 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 編入学の情報電子工学系学科において「大幅に上回る」状況への取り組みとして、一般入試合格者に対し入学意思確認調査を行い、辞退予定者数を把握することで2次募集実施有無及び募集人員の適正化を図っている。 ・ 大学院博士後期課程工学専攻において「大幅に上回る」状況となっているが、博士後期課程学生を指導できる教員は各コースともに多く在籍し、結果として学生に対する指導体制は確保できている。 |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。 | |
| 活動取組5-3-A | 該当なし |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 ・ 該当なし | |
| 改善を要する事項 ・ 該当なし | |

領域6 基準の判断 総括表

室蘭工業大学

| 組織 番号 | 教育研究上の 基本組織 | 基準6-1 | 基準6-2 | 基準6-3 | 基準6-4 | 基準6-5 | 基準6-6 | 基準6-7 | 基準6-8 | 備考 |
|----------|----------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|------------------------------------|
| 01 | 理工学部 | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 判断できない H31改組のため、完成年度 に達していない |
| 02 | 工学研究科 | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | 満たしている | |

II 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：理工学部

| 基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること | |
|--|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-1-1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること | ・公表された学位授与方針 6-1-1-01_(01)令和元年度第3回教育システム委員会_資料2-1 P1 (3) 本学の学位授与方針 (ディプロマ・ポリシー) P2. 2 各学科の教育システム (1) 創造工学科 2) 学科の教育目的 (人材育成像)、P6. (2) システム理化学科 2) 学科の教育目的 (人材育成像)、P9. 3 本学の教育課程の概要 (1) 教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー) 1) 本学の教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー) |
| 【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| 分析項目6-1-1 | 学位授与方針により、学生が教育課程の終了時点で獲得すべき能力を学生便覧のP1 (3) 本学の学位授与方針の項目ア〜ウに掲げ、具体内容の説明を付している。 学位授与方針はコースの学習目標 (学生の学習の目標) の根拠を成し、学生便覧のP9 (1) 教育課程編成・実施の方針 (カリキュラム・ポリシー) のとおり、教育課程の編成・実施方針の策定を制約している。 |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。 | |
| 活動取組6-1-A | 該当なし |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 ・該当なし | |
| 改善を要する事項 ・該当なし | |

| 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること | |
|--|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| <p>分析項目6-2-1</p> <p>教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること</p> | <p>・公表された教育課程方針</p> <p>(再掲) 6-1-1-01_(01)令和元年度第3回教育システム委員会_資料2-1 P9 (1) 教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)、P2 2 各学科の教育システム 学習目標</p> <p>6-2-1-01_(01)令和元年度第3回教育システム委員会_資料2-4 (DP・CPとコース教育目標の対応(理工学部))</p> <p>6-2-1-02_(01)学部学生の試験に関する規則 ※第9条(成績の評価)</p> |
| <p>分析項目6-2-2</p> <p>教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること</p> | <p>・公表された教育課程方針及び学位授与方針</p> <p>(再掲) 6-1-1-01_(01)令和元年度第3回教育システム委員会_資料2-1 P1 (3) 本学の学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)、P9. 3 本学の教育課程の概要(1)教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー) 1) 本学の教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)</p> |
| <p>【特記事項】</p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| <p>分析項目6-2-1</p> | <p>従来から成績評価区分について定めがあり、科目ごとのシラバスにおいて到達度目標や成績評価方法などを細かく定めていた。しかし、6月の自己評価書提出時点における自己点検・評価の結果、「学習成果の評価の方針」を包括するものが欠けていることを発見したので現在策定中である。</p> |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに箇条書き</u>で記述すること。</p> | |
| <p>活動取組6-2-A</p> | <p>該当なし</p> |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>・ 該当なし</p> | |

改善を要する事項

- ・ 該当なし

基準6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること

| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
|--|--|
| <p>分析項目6-3-1</p> <p>教育課程の編成が、体系的を有していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） ・ 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） <p>6-3-1-01_(01)令和元年度第3回教育システム委員会資料2-1 P1 (2) 本学の構成、P10 教育課程構成図、P34~37 8 地方創生推進教育プログラム、P38 9. 教育課程表(1) ナンバリングについて、P41 (2) 専門教育課程、P55 (3) 一般教養教育課程、P64. 1 5. 学習目標と授業科目との関係表</p> |
| <p>分析項目6-3-2</p> <p>授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 分野別第三者評価の結果 (再掲) 2-3-4-01_JABEE認定証 (再掲) 2-3-4-02_新学科のJABEE対応予定 (再掲) 2-3-4-03_JABEE認定一覧 ・ シラバス 6-3-2-01_(01)シラバス【航空宇宙工学コース】【数理情報システムコース】 |
| <p>分析項目6-3-3</p> <p>他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 明文化された規定類 6-3-3-01_(01)大学学則 ※第16条（他の大学又は短期大学における授業科目の履修等）、第16条の2（大学院授業科目の履修）、第17条（大学以外の教育施設等における学修）、第18条（入学前の既修得単位等の認定） 6-3-3-02_(01)編入学、再入学及び転入学に関する規則 ※第6条（既修得単位の認定） 6-3-3-01_(00)第1年次に入学した学生の既修得単位等の認定等に関する規則 6-3-3-03_(01)編入学生の既修得単位の認定に係る基本方針及び申合せ 6-3-3-04_(01)学生便覧 P32 7 学士修士一貫教育プログラム |
| <p>分析項目6-3-4</p> <p>大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題について</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 該当なし |

| | |
|---|--|
| <p>の研究の成果を含む)の作成等に係る指導(以下「研究指導」という)に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること</p> | |
| <p>分析項目6-3-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p> | <p>・該当なし</p> |
| <p>【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| <p>分析項目6-3-1</p> | <p>理工学部では2年後期に学生を専門コースに所属させ、それぞれの専門コースにおいて体系立ったカリキュラムで教育を実施する。創造工学科昼間コースでは4つの専門コース「建築土木工学コース」、「機械ロボット工学コース」、「航空宇宙工学コース」、「電気電子工学コース」、システム理化学科昼間コースでは3つの専門コース「物理物質システムコース」、「化学生物システムコース」、「数理情報システムコース」、創造工学科夜間主コースでは2つの専門コース「機械系コース」、「電気系コース」、に所属させる。また、専門知識と技術に関わるデータを活用するための情報科目として、創造工学科昼間コースでは「現代情報学概論」、「確率統計」、「統計的データ処理」の3科目、システム理化学科では「統計的データ分析」、「現代情報学概論」、「確率論」、「理工学情報演習」、「プログラミング演習」、「情報システム概論」の5科目、創造工学科夜間主コースでは「現代情報学概論」、「確率統計」、「統計的データ処理」、「情報システム工学」、「プログラミング実践演習」の5科目を、学科共通の必修科目として学修する。なお、建築土木工学コースにおいては、2年後期のコース所属後、後期の前半に建築分野と土木分野に共通する科目と両分野の概論を学修し、後期の後半に「建築学トラック」と「土木工学トラック」に所属させて、各トラックの専門カリキュラムを効果的に学修する。</p> |
| <p>分析項目6-3-2</p> | <p>理工学部は大学の設置等の認可の申請を行い、教育課程等を審査の上、設置していることから、授与する学位に相応しい水準となっている。また、理工学部創造工学科昼間コースの3コース(建築土木工学コース、機械ロボット工学コース、電気電子工学コース)とシステム理化学科昼間コースの2コース(物理物質システムコース、化学生物システムコース)については、JABEEプログラムの認定を継続申請する予定である。創造工学科昼間コース航空宇宙工学コースは外部機関による評価を継続し、システム理化学科昼間コース数理情報システムコースについては、JABEEプログラムの認定から外部機関による評価に変更する予定である。</p> |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに箇条書き</u>で記述すること。</p> | |
| <p>活動取組6-3-1</p> | <p>理工学部では、通常の「学士の学位を与える課程」の中に、胆振地域・北海道の特性を理解した地域産業を担う高度な地域人材を育成するため、地方公共団体や地元企業等と連携して、地域の課題発見、課題解決能力の修得を目的とした教育プログラム「地方創生推進教育プログラム」を設定する。(再掲) 6-3-1-01_(01)令和元年度第3回教育システム委員会資料2-1 P34~P37 地方創生推進教育プログラム)履修を希望する学生は、所属する学科のクラス担当教員から承認を得て、指定された科目群(地域教育科目、地域課題教育科目)から必要とする科目を選定し、地域の特性・特長を理解するための科目を履修するとともに、地域の課題または課題の解決方法を理解するための科目を履修するプログラムを設置している。本プログラムから、必修26単位、選択9単位を修得した学生には、卒業時に、「室蘭工業大学地方創生人材育成プログラム修了証書」を授与する。また、COC+地域志向人材育成プログラムから10単位を取得した学生には、北海道内の企業へのインターンシップ支援や就職支援等の道内就職優遇制度を受けられるとともに、卒業時に、「COC+地域志向人材育成プログラム修了証書」が授与される。(再掲) 6-3-1-01_(01)令和元年度第3回教育システム委員会資料2-1、6-3-1-02_(01)COC+地域志向人材育成プログラム履修要項、</p> |

| | |
|---|--|
| 6-3-1-03_(01) 就職活動における修了認証の利用について | |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方創生推進教育プログラムの修了者は（必修23単位、選択4単位の修得が必要）北海道内の企業へのインターンシップ支援や就職支援等の道内就職優遇制度を受けられるとともに、卒業時に「地方創生推進教育プログラム修了証書」が授与される。 | |
| 改善を要する事項 | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 該当なし | |

| 基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること | |
|---|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-4-1 1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） 6-4-1-01_(01)2019年度学部学年暦 |
| 分析項目6-4-2 各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること | <ul style="list-style-type: none"> ・ 1年間の授業を行う期間が確認できる資料（学年暦、年間スケジュール等） （再掲）6-4-1-01_(01)2019年度学部学年暦 ・ シラバス 6-4-2-01_(01)シラバス（理工学部） |
| 分析項目6-4-3 適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること | <ul style="list-style-type: none"> ・ シラバスの全件、全項目が確認できる資料（電子シラバスのデータ（csv）、又はURL等）、学生便覧等関係資料 6-4-3-01_(00)シラバス 6-4-3-01_(01)令和元年度第3回教育システム委員会_資料2-1 P9 （1）教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー） |
| 分析項目6-4-4 教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること | <ul style="list-style-type: none"> ・ 教育上主要と認める授業科目（別紙様式6-4-4） 6-4-4_(01)教育上主要と認める授業科目 ・ シラバス （再掲）6-4-2-01_(01)シラバス（理工学部） |

| | |
|---|---|
| <p>分析項目6-4-5</p> <p>専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度（CAP制度）を適切に設けていること</p> | <p>・該当なし。</p> |
| <p>分析項目6-4-6</p> <p>大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること</p> | <p>・該当なし。</p> |
| <p>分析項目6-4-7</p> <p>薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること</p> | <p>・該当なし。</p> |
| <p>分析項目6-4-8</p> <p>教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること</p> | <p>・該当なし。</p> |
| <p>分析項目6-4-9</p> <p>夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること</p> | <p>・実施している配慮が確認できる資料</p> <p>（再掲）4-1-1 夜間の授業又は2以上のキャンパスでの教育の実施状況一覧</p> <p>6-4-9-01_(01)H31 時間割 (学部)</p> <p>6-4-9-02_(01) 大学学則</p> <p>※第9条（専門教育課程）、第10条（一般教養教育課程）</p> |
| <p>分析項目6-4-10</p> <p>通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p> | <p>・該当なし。</p> |
| <p>分析項目6-4-11</p> <p>専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること</p> | <p>・該当なし。</p> |
| <p>【特記事項】</p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |

| | |
|--|--|
| 分析項目 6-4-2 | 半期16週の前後半で複数の授業を組み合わせることにより、より柔軟な履修計画が可能となるため、学びの機会の多様化が可能となっている。 また、短期間に集中して授業が行われることにより、教育効果が高まっている。なお、短期間での教育効果を高めることを目的として、集中講義も開講している。 |
| 分析項目 6-4-9 | 理工学部の夜間主コースについて、時間割は、平日の17時～21時45分としており、1日2科目程度の授業を行っている。また、夜間主コースを対象に開講される授業科目以外に、昼間コースの授業科目からも単位を修得することができる。指導体制については、昼間コースに在籍する学生と同様に、1～3年次の学生に対してはクラス主任及びチューター教員、各研究室に配属された学生に対しては、指導教員が修学指導を行っている。なお、図書館の利用や学生支援センターの窓口についても夜間主コース学生が利用可能な時間まで対応する配慮を行っている。 (6-4-9-01_(01)H31時間割(学部)) |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。 | |
| 活動取組 6-4-3 | ・学位授与方針に定める人材育成像及び教育課程方針による能力育成のため、理工学部の授業科目においては、座学による講義のほか、実験、ゼミナールの授業形態やアクティブラーニング、PBLを取り入れた授業など多様な授業形態を組み合わせ、バランスよく取り入れている。また、演習・実習、実験を行う授業では、TAを活用してきめ細やかな指導を行っており、教育内容に応じた適切な学習指導法を採用している。((再掲) 2-5-5-05_I・A採用授業科目・時間数一覧 、(再掲) 6-4-2-01_(01)シラバス(理工学部)) |
| 活動取組 6-4-9 | ・夜間主コースについては、昼間にパートタイムなどで働きながら夜間に学ぶというニーズが強く、志願倍率は高い。 ・夜間主コース入学者の入学試験得点は、昼間コース入学者のそれと比較して同等あるはずなのに低い傾向にあるが、少人数教育という特徴もあり、4年次の卒業研究は昼間コースと同様に実施して学位を取得し、夜間主コース卒業生のうち35%が大学院へ進学している。 (6-4-9-03_(01)大学概要 P14進路状況 工学部(夜間主コース)) |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| ・学位授与方針に定める能力を獲得するため、教育課程編成方針に従い、講義、実験、ゼミナールなどの授業形態で授業科目を配置するとともにアクティブラーニング、PBLなどの授業手法をバランスよく組合せ、教育内容に応じた学習指導方法を採用している。また、実験、実習などにはTAを採用し、きめ細やかな指導を行っている。 ・夜間主コースについては、本学へのニーズに配慮した教育課程の編成及び指導体制となっており、少人数教育という特徴を生かし、昼間コースと同様に卒業研究を実施し学位を授与するとともに、大学院への進学者も輩出している。 | |
| 改善を要する事項 | |
| ・該当なし | |

| 基準 6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること | |
|--------------------------------------|-------------------------|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目 6-5-1 | ・履修指導の実施状況 (別紙様式 6-5-1) |

| | |
|--|---|
| <p>学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること</p> | <p>6-5-1_(01)履修指導の実施状況 (再掲) 4-1-4-02_学生ポートフォリオについて 6-5-1-01_(01)教養教育連携 6-5-1-02_(01)修学困難学生指導体制 6-5-1-01_(00)令和元年度第2回教育システム委員会_資料5_成績分布確認(非公表) 6-5-1-02_(00)令和元年度第2回教育システム委員会議事要録(非公表) 6-5-1-03_(00)令和元年度第2回教育システム委員会主な質疑・意見等(非公表)</p> |
| <p>分析項目6-5-2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること</p> | <p>・学習相談の実施状況(別紙様式6-5-2) 6-5-2_(01)学習相談の実施状況</p> |
| <p>分析項目6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること</p> | <p>・社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組(別紙様式6-5-3) 6-5-3_(01)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 6-5-3-01_(00)H300B・0G 懇談会要項 6-5-3-01_(01)シラバス(キャリア・デザイン) ・インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料(実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等) 6-5-3-02_(00)H30年度インターンシップ実施要項 6-5-3-03_(00)インターンシップ担当教員一覧H30 6-5-3-04_(00)平成30年度インターンシップ実施結果</p> |
| <p>分析項目6-5-4 障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること</p> | <p>・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況(別紙様式6-5-4) 6-5-4_(01)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 (再掲) 4-2-4-01_障がい者支援に係る全学的支援体制図 ・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 6-5-4-01_(00)外国人留学生チューター制度体制図 6-5-4-02_(00)外国人留学生チューター配置状況 ・留学生に対する外国語による情報提供(時間割、シラバス等)を行っている場合は、その該当箇所 6-5-4-03_(00)留学生の日本語授業について(2018年度) 6-5-4-04_(00)日本語クラス時間割(2018年度)</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>6-5-4-05_(00)日本語授業受講者数一覧(2018年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある学生に対する支援(ノートテーカー等)を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 該当なし ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況(受講者数等)が確認できる資料 該当なし ・学習支援の利用実績が確認できる資料 (再掲) 4-2-1-16 障がいを持つ学生に対する授業・試験時の配慮について (再掲) 4-2-1-17 障がいを持つ学生に対する授業・試験時の配慮について |
| <p>【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| <p>分析項目6-5-1</p> | <p>該当なし</p> |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u></p> | |
| <p>活動取組6-5-1</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・学習成果の組織的把握と対応について、前年度に登録された成績データについて、学年、学科別にGPを集計したデータをグラフ化し、教育システム委員会に報告事項として提案を行っている。委員会では、成績分布の特徴等について意見交換を行い、今後の履修指導の参考としている。(再掲) 6-5-1-01_(00)令和元年度第2回教育システム委員会資料5_成績分布確認(非公表) ・基礎学力不足の学生に対する指導について、本学では、修学困難学生指導体制として、「履修登録未登録者対応」「授業欠席把握制度」「チューター制度」を実施している。履修登録未登録者対応及び授業欠席把握制度により、いち早く基礎学力不足の学生を組織的に把握して、チューター教員による面談を実施し履修指導を行っている。(再掲) 6-5-1_(01)履修指導の実施状況 なお、「チューター制度」は、在学生を対象としたアンケートの結果からも満足度が高い。(再掲) 4-2-1-15_平成30年度2~4年生学習と学生生活アンケート P12 IV. 教育環境について 問16) |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> | |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎年度前期及び後期に全学生に対し、チューター面談を実施している。在学生アンケートの結果からも満足度が高い。また、チューター教員により履修登録者対応、授業欠席把握制度を行っている。中でも、授業欠席把握制度ではチューター教員が出欠管理システムで把握した欠席状況を鑑みて面談するなど手厚い学生支援を行っている。 | |
| <p>改善を要する事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・該当なし | |

| 基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること | |
|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-6-1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること | <ul style="list-style-type: none"> ・成績評価基準 ・(再掲) 6-2-1-01_(01)令和元年度第3回教育システム委員会_資料2-4 (DP・CPとコース教育目標の対応 (理工学部)) ・(再掲) 6-2-1-02_(01)学部学生の試験に関する規則 |
| 分析項目6-6-2 成績評価基準を学生に周知していること | <ul style="list-style-type: none"> ・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 6-6-2-01_(01)令和元年度第3回教育システム委員会_資料2-1 ※P23 5. 成績評価 |
| 分析項目6-6-3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること | <ul style="list-style-type: none"> ・成績評価の分布表 (再掲) 6-5-1-01_(00)令和元年度第2回教育システム委員会_資料5.成績分布確認 (非公表) ・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 (再掲) 6-5-1-02_(00)令和元年度第2回教育システム委員会議事要録 (非公表) (再掲) 6-5-1-03_(00)令和元年度第2回教育システム委員会主な質疑・意見等 (非公表) ・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料 (再掲) 6-6-2-01_(01)令和元年度第3回教育システム委員会_資料2-1 ※P23 5. 成績評価 ・(個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料 |
| 分析項目6-6-4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること | <ul style="list-style-type: none"> ・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 6-6-4-01_(00)成績評価申立て制度について (再掲) 6-6-2-01_(01)令和元年度第3回教育システム委員会_資料2-1 ※P23 5. 成績評価 ・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ 該当なし ・成績評価の根拠となる資料(答案、レポート、出席記録等) |
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| 分析項目6-6-1 | 従来から成績評価区分について定めがあり、科目ごとのシラバスにおいて到達度目標や成績評価方法などを細かく定めていた。しかし、6月の自己評価書提出時点における自己点検・評価の結果、「学習成果の評価の方針」を包括するものが欠けていることを発見したので現在策定中である |

| | |
|--|--|
| 分析項目 6-6-2 | 従来から成績評価区分について定めがあり、科目ごとのシラバスにおいて到達度目標や成績評価方法を細かく定めていた。しかし、6月の自己評価書提出時点における自己点検・評価の結果、「学習成果の評価の方針」を包括するものが欠けていることを発見したので現在策定中である |
| 分析項目 6-6-3 | 従来から成績評価区分について定めがあり、科目ごとのシラバスにおいて到達度目標や成績評価方法を細かく定めていた。しかし、6月の自己評価書提出時点における自己点検・評価の結果、「学習成果の評価の方針」を包括するものが欠けていることを発見したので現在策定中である。 成績評価の分布について、教育システム委員会で報告し事後チェックを行っている。GPA 基準についても学生便覧に掲載し学生自身の学習成果確認に利用するほか修学指導に活用している。また、卒業研究の成績評価については、成績入力権限をコース長に設定し、客観性が担保された成績のチェック体制としている。 |
| 分析項目 6-6-4 | 学生への成績通知の後、異議申立て制度を考慮し保管している。 |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに簡条書き</u> で記述すること。 | |
| 活動取組 6-O-A | 該当なし |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| ・該当なし | |
| 改善を要する事項 | |
| ・該当なし | |

| 基準 6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること | |
|---|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目 6-7-1 大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件(以下「卒業(修了)要件」という。)を組織的に策定していること | <ul style="list-style-type: none"> 卒業又は修了の要件を定めた規定 卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業(修了)判定の手順が確認できる資料 <p>6-7-1-01_(01)大学学則 ※第3条(修業年限及び在学期間)、第30条(編入学、再入学及び転入学の修業年限等)、第20条(卒業)、第21条(学位)、別表第2(第9条関係)卒業要件</p> |
| 分析項目 6-7-2 大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準(以下「学位論文審査基準」という。)を組織として策 | <ul style="list-style-type: none"> 学位論文(課題研究)の審査に係る手続き及び評価の基準 該当なし 修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 |

| | |
|--|---|
| 定されていること | 該当なし。 |
| 分析項目6-7-3 策定した卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)を学生に周知していること | <ul style="list-style-type: none"> 卒業(修了)要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 <p>6-7-3-01_(01)令和元年度第3回教育システム委員会資料2-1 ※P14(4)卒業研究着手基準単位と卒業要件単位、P15 1)卒業研究着手基準単位、P18 2)卒業要件単位</p> |
| 分析項目6-7-4 卒業又は修了の認定を、卒業(修了)要件(学位論文評価基準を含む)に則して組織的に実施していること | <ul style="list-style-type: none"> 教授会等での審議状況等の資料 〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉 6-7-4-01_(01)教授会議事録 学位論文(特定課題研究の成果を含む。)に係る評価基準、審査手続き等(再掲) 6-7-1-01_(01)大学学則 ※第20条(卒業)、第21条(学位) 学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 審査及び試験に合格した学生の学位論文 |
| 分析項目6-7-5 専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること | <ul style="list-style-type: none"> 法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料 <p>該当なし</p> |
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| 分析項目6-7-3 | 入学者全員に学生便覧の冊子を配布し、新入生オリエンテーションにおいて、卒業要件を含む内容について説明を行っているほか、大学HPに掲載して周知を行っている。 |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。 | |
| 活動取組6-7-A | 該当なし |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| <ul style="list-style-type: none"> 該当なし | |
| 改善を要する事項 | |
| <ul style="list-style-type: none"> 該当なし | |

| 基準6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること | |
|---|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| <p>分析項目6-8-1</p> <p>標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式6-8-1） 6-8-1_(01)標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分） 資格の取得者数が確認できる資料 6-8-1-01_(00)教育職員免許状一括申請 論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 6-8-1-02_(00)学会賞受賞者一覧 |
| <p>分析項目6-8-2</p> <p>就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学（進学希望者に対する進学者の割合）の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式6-8-2）主な進学/就職先（起業者も含む） 6-8-2_(01)就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分） 学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポータルにある場合は該当URL） 6-8-2-01_(00)大学ポータルの「進路」URLまとめ 卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等） 6-8-2-02_(00)卒業生の社会での活躍が確認できる資料（非公表） |
| <p>分析項目6-8-3</p> <p>卒業（修了）時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 学生からの意見聴取（学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 該当なし |
| <p>分析項目6-8-4</p> <p>卒業（修了）後一定期間の就業経験等を経た卒業（修了）生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 卒業（修了）後、一定年限を経過した卒業（修了）生についての意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 意見聴取に関する資料（卒業（修了）後一定期間（例えば「5年間」等大学が適切と考える期間）経過時） 該当なし |
| <p>分析項目6-8-5</p> <p>就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学</p> | <ul style="list-style-type: none"> 就職先や進学先等の関係者への意見聴取（アンケート、懇談会、インタビュー等）の概要及びその結果が確認できる資料 該当なし |

| | |
|--|---|
| 習成果が得られていること | |
| 【特記事項】 | |
| ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| 分析項目6-8-3 | 本学では、平成31年度に学部改組を行ったため、教育研究上の基本組織である理工学部は完成年度に達しておらず、本分析項目は分析が不可能である。 |
| 分析項目6-8-4 | 本学では、平成31年度に学部改組を行ったため、教育研究上の基本組織である理工学部は完成年度に達しておらず、本分析項目は分析が不可能である。 |
| 分析項目6-8-5 | 本学では、平成31年度に学部改組を行ったため、教育研究上の基本組織である理工学部は完成年度に達しておらず、本分析項目は分析が不可能である。 |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料</u> とともに箇条書きで記述すること。 | |
| 活動取組6-8-A | 該当なし |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) | |
| <input type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| ・卒業予定者や卒業生に対するアンケート、授業評価アンケートなど、学習成果を検証するための取組を積極的に行っている。 | |
| 改善を要する事項 | |
| ・該当なし | |

Ⅱ 基準ごとの自己評価

領域6 教育課程と学習成果に関する基準

学部・研究科名：工学研究科

| 基準6-1 学位授与方針が具体的かつ明確であること | |
|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-1-1 学位授与方針を、大学等の目的を踏まえて、具体的かつ明確に策定していること | ・公表された学位授与方針 6-1-1-01_(02)令和元年度第3回教育システム委員会_資料2-2 P1.【博士前期課程】学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、P6.【博士後期課程】学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー） P2.【博士前期課程】7.各専攻の教育システム、コースの概要、P6.【博士後期課程】12.工学専攻の概要、コースの概要 6-1-1-02_(02)令和元年度第3回教育システム委員会_資料2-4 (DP・CPと教育課程（授業科目）の対応（工学研究科）) |
| 【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。 | |
| 分析項目6-1-1 | 学位授与方針により、学生が教育課程の終了時点で獲得することが期待される能力の具体的内容とその程度を大学院履修要項のP1.【博士前期課程】4.学位授与の方針、P6.【博士後期課程】10.学位授与の方針に掲げ、具体内容の説明を付している。 学位授与方針が学生の学習の目標（大学院履修要項のP2.【博士前期課程】コースの概要、P7.【博士後期課程】コースの概要）となり、教育課程の編成・実施方針の策定を制約している。 |
| ②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、 <u>根拠資料とともに箇条書き</u> で記述すること。 | |
| 活動取組6-1-A | 該当なし |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■） <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 ・該当なし | |
| 改善を要する事項 ・該当なし | |

| 基準6-2 教育課程方針が、学位授与方針と整合的であること | |
|---|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| <p>分析項目6-2-1</p> <p>教育課程方針において、学生や授業科目を担当する教員が解り易いように、①教育課程の編成の方針、②教育課程における教育・学習方法に関する方針、③学習成果の評価の方針を明確かつ具体的に明示していること</p> | <p>・公表された教育課程方針</p> <p>(再掲) 6-1-1-01_(02)令和元年度第3回教育システム委員会資料2-2 P1.【博士前期課程】5.教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)、P2.【博士前期課程】コースの概要、P6.【博士後期課程】11.教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)、P7.コースの概要</p> <p>(再掲) 6-1-1-02_(02)令和元年度第3回教育システム委員会資料2-4(DP・CPと教育課程(授業科目)の対応(工学研究科)) 6-2-1-01_(02)工学研究科規則 ※第11条(成績)</p> |
| <p>分析項目6-2-2</p> <p>教育課程方針が学位授与方針と整合性を有していること</p> | <p>・公表された教育課程方針及び学位授与方針</p> <p>(再掲) 6-1-1-01_(02)令和元年度第3回教育システム委員会資料2-2 P1.【博士前期課程】学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)、P6.【博士後期課程】学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)</p> <p>P1.【博士前期課程】5.教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)、P6.【博士後期課程】11.教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)</p> |
| <p>【特記事項】</p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| <p>分析項目6-2-1</p> | <p>根拠資料6-2-1-3 DP・CPと教育課程(授業科目)の対応では、学位授与方針に掲げる2つの人材育成像に対応する教育課程編成・実施の方針とそれに対応する各専攻の科目区分を示している。各専攻が定める科目区分の授業を履修し、修了要件単位を満たすことにより、学位授与方針に掲げる人材を育成する。</p> <p>従来から成績評価区分については定めがあったものの、シラバスごとに到達度目標や成績評価方法などを定めていたため、6月提出時点で自己点検・評価の結果「学習成果の評価の方針」として包括しているものが欠けていることを発見したので現在策定中である。</p> |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p> | |

| | |
|---|------|
| 活動取組 6-2-A | 該当なし |
| 【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■) | |
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない | |
| 優れた成果が確認できる取組 | |
| ・該当なし | |
| 改善を要する事項 | |
| ・該当なし | |

| 基準 6-3 教育課程の編成及び授業科目の内容が、学位授与方針及び教育課程方針に則して、体系的であり相応しい水準であること | |
|--|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目 6-3-1 教育課程の編成が、体系的を有していること | <ul style="list-style-type: none"> 体系的が確認できる資料（カリキュラム・マップ、コース・ツリー、ナンバリング等） 6-3-1-01_(02) 令和元年度第3回教育システム委員会 資料 2-3 (博士前期課程の授業科目におけるナンバリングについて) 6-3-1-02_(02) MC履修モデル 授業科目の開設状況が確認できる資料（コース、教養・専門基礎・専門等の分類、年次配当、必修・選択等の別） 6-3-1-03_(02) 令和元年度第3回教育システム委員会 資料 2-2 P14. 【博士前期課程】 VI. 工学研究科博士前期課程教育課程、P86. 【博士後期課程】 VIII. 工学研究科博士後期課程教育課程 6-3-1-04_(02) 設置計画の概要 (※P1-8 抜粋) 6-3-1-05_(02) 学生便覧 P32 7 学士修士一貫教育プログラム |
| 分析項目 6-3-2 授業科目の内容が、授与する学位に相応しい水準となっていること | <ul style="list-style-type: none"> シラバス 6-3-2-01_(02) シラバス (博士前期課程) 6-3-2-02_(02) シラバス (博士後期課程) |
| 分析項目 6-3-3 他の大学又は大学以外の教育施設等における学習、入学前の既修得単位等の単位認定を行っている場合、認定に関する規定を法令に従い規則等で定めていること | <ul style="list-style-type: none"> 明文化された規定類 6-3-3-01_(00) 第1年次に入学した学生の既修得単位等の認定等に関する規則 6-3-3-01_(02) 工学研究科規則 ※第5条（他の大学院における授業科目の履修）、第6条（入学前の既修得単位の認定）（再掲） 6-3-1-05_(02) 学生便覧 P32 7 学士修士一貫教育プログラム |
| 分析項目 6-3-4 | <ul style="list-style-type: none"> 研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）指導体制が確認できる資料（規定、申合せ等） |

| | |
|---|--|
| <p>大学院課程（専門職学位課程を除く）においては、学位論文（特定の課題についての研究の成果を含む）の作成等に係る指導（以下「研究指導」という）に関し、指導教員を明確に定めるなどの指導体制を整備し、計画を策定した上で指導することとしていること</p> | <p>6-3-4-01_(02)工学研究科規則 ※第3条（指導教員）</p> <p>6-3-4-02_(02)研究指導報告制度の導入について</p> <p>6-3-4-03_(02)平成21年度第9回専攻長会議議事録</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究指導計画書、研究指導報告書等、指導方法が確認できる資料 <p>6-3-4-04_(02)平成30年度研究指導状況報告</p> <ul style="list-style-type: none"> 国内外の学会への参加を促進している場合は、その状況が確認できる資料 他大学や産業界との連携により、研究指導を実施している場合は、その状況が確認できる資料 <p>6-3-4-05_(02)イノベーションチャレンジ及びDC英語プレゼンテーション旅行代支援に関する取扱要項</p> <p>6-3-4-06_(02)イノベーション科目実施状況</p> <p>6-3-4-07_(02)シラバス【イノベーションチャレンジ、DC英語プレゼンテーション】</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究倫理に関する指導が確認できる資料 <p>6-3-4-08_(02)平成30年度研究倫理教育研修の実施について（通知）</p> <ul style="list-style-type: none"> TA・RAとしての活動を通じた能力の育成、教育的機能の訓練を行っている場合は、TA・RAの採用、活用状況が確認できる資料 <p>6-3-4-09_(02)ティーチング・アシスタント取扱要項</p> <p>6-3-4-10_(02)リサーチ・アシスタント取扱要項</p> <ul style="list-style-type: none"> （再掲）2-5-5-05 T・A採用授業科目・時間数一覧 |
| <p>分析項目6-3-5</p> <p>専門職学科を設置している場合は、法令に則して、教育課程が編成されるとともに、教育課程連携協議会を運用していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 該当なし |
| <p>【特記事項】</p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| <p>分析項目6-3-1</p> | <p>該当なし</p> |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</u></p> | |
| <p>活動取組6-3-4</p> | <ul style="list-style-type: none"> 博士課程の指導体制については、学生1人に対して2人以上の主・副指導教員を定め、複数教員による指導体制を確立している。（（再掲）6-3-4-01_(02)工学研究科規則 ※第3条（指導教員）） 博士後期課程では研究指導報告制度を導入し、学生が標準修業年限内に学位が取得できるよう研究指導方針の明確化を図っている。（（再掲）6-3-4-02_(02)研究指導報告制度の導入について、（再掲）6-3-4-03_(02)平成21年度第9回専攻長会議議事録、（再掲）6-3-4-04_(02)平成30年度研究指導状況報告） |

| |
|---|
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> <p>■ 当該基準を満たす</p> <p>□ 当該基準を満たさない</p> |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>・博士課程では複数教員による指導体制を確立し、博士後期課程では研究指導報告制度を導入し、学生が標準修業年限内に学位が取得できるよう研究指導方針の明確化を図っており、細やかな指導を行っている。</p> |
| <p>改善を要する事項</p> <p>・該当なし</p> |

| 基準6-4 学位授与方針及び教育課程方針に則して、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること | |
|--|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| <p>分析項目6-4-1</p> <p>1年間の授業を行う期間が原則として35週にわたるものとなっていること</p> | <p>・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)</p> <p>6-4-1-01_(02)2019年度大学院学年暦</p> |
| <p>分析項目6-4-2</p> <p>各科目の授業期間が10週又は15週にわたるものとなっていること。なお、10週又は15週と異なる授業期間を設定する場合は、教育上の必要があり、10週又は15週を期間として授業を行う場合と同等以上の十分な教育効果をあげていること</p> | <p>・1年間の授業を行う期間が確認できる資料(学年暦、年間スケジュール等)</p> <p>(再掲) 6-4-1-01_(02)2019年度大学院学年暦</p> <p>・シラバス</p> <p>(再掲) 6-3-2-01_(02)シラバス(博士前期課程)</p> <p>(再掲) 6-3-2-02_(02)シラバス(博士後期課程)</p> |
| <p>分析項目6-4-3</p> <p>適切な授業形態、学習指導法が採用され、授業の方法及び内容が学生に対して明示されていること</p> | <p>・シラバスの全件、全項目が確認できる資料(電子シラバスのデータ(csv)、又はURL等)、学生便覧等関係資料</p> <p>6-4-3-01_(00)シラバス</p> |
| <p>分析項目6-4-4</p> <p>教育上主要と認める授業科目は、原則として専任の教授・准教授が担当していること</p> | <p>・該当なし</p> |
| <p>分析項目6-4-5</p> <p>専門職大学院を設置している場合は、履修登録の上限設定の制度(CAP制度)を適切に設けていること</p> | <p>・該当なし。</p> |
| <p>分析項目6-4-6</p> | <p>・大学院学則</p> |

| | |
|--|--|
| <p>大学院において教育方法の特例（大学院設置基準第14条）の取組として夜間その他特定の時間又は期間に授業を行っている場合は、法令に則した実施方法となっていること</p> | <p>6-4-6-01_(02)工学研究科規則 ※第4条（履修方法） 6-4-6-02_(02)H30履修計画</p> |
| <p>分析項目6-4-7 薬学に関する学部又は学科のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものを設置している場合は、必要な施設を確保し、薬学実務実習を実施していること</p> | <p>・該当なし。</p> |
| <p>分析項目6-4-8 教職大学院を設置している場合は、連携協力校を確保していること</p> | <p>・該当なし。</p> |
| <p>分析項目6-4-9 夜間において授業を実施している課程を置いている場合は、配慮を行っていること</p> | <p>・該当なし。</p> |
| <p>分析項目6-4-10 通信教育を行う課程を置いている場合は、印刷教材等による授業、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、指導が行われていること</p> | <p>・該当なし。</p> |
| <p>分析項目6-4-11 専門職学科を設置している場合は、授業を行う学生数が法令に則していること</p> | <p>・該当なし。</p> |
| <p>【特記事項】 ①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| <p>分析項目6-4-2</p> | <p>博士前期課程にクォーター制を導入し、より柔軟な履修計画が可能となるため、学びの機会の多様化が可能となっている。 また、短期間に集中して授業が行われることにより、教育効果が高まっている。クォーター（8週）による授業のほか、さらに短期間となる数日間で集中講義として開講する科目についても短期集中型の授業により教育効果を高めている。</p> |
| <p>分析項目6-4-3</p> | <p>学位授与方針に定める人材育成像及び教育課程方針による能力育成のため、大学院博士前期課程及び博士後期課程の授業科目においては、座学による講義のほか、実験、ゼミナールの授業形態やアクティブラーニング、PBLを取り入れた授業など多様な授業形態を組み合わせ、バランスよく取り入れており、教育内容に応じた適切な学習指導法を採用している。</p> |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに簡条書きで記述すること。</u></p> | |
| <p>活動取組6-4-A</p> | <p>該当なし</p> |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する口欄をチェック■）</p> | |

| |
|---|
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない |
| 優れた成果が確認できる取組 ・該当なし |
| 改善を要する事項 ・該当なし |

| 基準6-5 学位授与方針に則して適切な履修指導、支援が行われていること | |
|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-5-1 学生のニーズに応え得る履修指導の体制を組織として整備し、指導、助言が行われていること | <ul style="list-style-type: none"> 履修指導の実施状況（別紙様式6-5-1） 6-5-1_(02)履修指導の実施状況 （再掲）4-1-4-02_学生ポートフォリオについて 6-5-1-01_(00)令和元年度第2回教育システム委員会_資料5_成績分布確認（非公表） 6-5-1-02_(00)令和元年度第2回教育システム委員会議事要録（非公表） 6-5-1-03_(00)令和元年度第2回教育システム委員会主な質疑・意見等（非公表） 6-5-1-01_(02)北見工大との単位互換授業 6-5-1-02_(02)スーパー連携大学院 |
| 分析項目6-5-2 学生のニーズに応え得る学習相談の体制を整備し、助言、支援が行われていること | <ul style="list-style-type: none"> 学習相談の実施状況（別紙様式6-5-2） 6-5-2_(02)学習相談の実施状況 |
| 分析項目6-5-3 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組を実施していること | <ul style="list-style-type: none"> 社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組（別紙様式6-5-3） 6-5-3_(02)社会的・職業的自立を図るために必要な能力を培う取組 6-5-3-01_(00)H300B・0G 懇談会要項 6-5-3-01_(02)ドクコン2018 実施要領 インターンシップを実施している場合は、その実施状況が確認できる資料（実施要項、提携・受入企業、派遣・単位認定実績等） 6-5-3-02_(00)H30年度インターンシップ実施要項 |

| | |
|--|--|
| | <p>6-5-3-03_(00)インターンシップ担当教員一覧 H30</p> <p>6-5-3-04_(00)平成30年度インターンシップ実施結果</p> |
| <p>分析項目6-5-4</p> <p>障害のある学生、留学生、その他履修上特別な支援を要する学生に対する学習支援を行う体制を整えていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況（別紙様式6-5-4） 6-5-4_(02)履修上特別な支援を要する学生等に対する学習支援の状況 （再掲）4-2-4-01_障がい者支援に係る全学的支援体制図 ・チューター等を配置している場合は、その制度や配置状況が確認できる資料 6-5-4-01_(00)外国人留学生チューター制度体制図 6-5-4-02_(00)外国人留学生チューター配置状況 ・留学生に対する外国語による情報提供（時間割、シラバス等）を行っている場合は、その該当箇所 6-5-4-03_(00)留学生の日本語授業について（2018年度） 6-5-4-04_(00)日本語クラス時間割（2018年度） 6-5-4-05_(00)日本語授業受講者数一覧（2018年度） ・障害のある学生に対する支援（ノートテーカー等）を行っている場合は、その制度や実施状況が確認できる資料 該当なし ・特別クラス、補習授業を開設している場合は、その実施状況（受講者数等）が確認できる資料 該当なし ・学習支援の利用実績が確認できる資料 該当なし |
| <p>【特記事項】</p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| <p>分析項目6-5-1</p> | <p>学習成果の組織的把握と対応について、前年度に登録された成績データについて、学年、学科別にGPを集計したデータをグラフ化し、教育システム委員会に報告事項として提案を行っている。委員会では、成績分布の特徴等について意見交換を行い、今後の履修指導の参考としている。</p> <p>基礎学力不足の学生に対する指導について、主指導・副指導教員が2名以上の体制で履修指導、研究指導に当たっている。博士前期課程においては、修士論文の中間発表を通じて研究の進捗状況を把握して適切な研究助言を行っている。博士後期課程では、毎年、研究指導状況報告制度により研究の進捗状況を組織的に把握し、指導を行っている。</p> |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに箇条書き</u>で記述すること。</p> | |
| <p>活動取組6-5-A</p> | <p>該当なし</p> |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する□欄をチェック■）</p> | |

| |
|---|
| <input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす <input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない |
| 優れた成果が確認できる取組 ・該当なし |
| 改善を要する事項 ・該当なし |

| 基準6-6 教育課程方針に則して、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること | |
|---|---|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| 分析項目6-6-1 成績評価基準を学位授与方針及び教育課程方針に則して定められている学習成果の評価の方針と整合性をもって、組織として策定していること | <ul style="list-style-type: none"> ・成績評価基準 (再掲) 6-1-1-02_(02)令和元年度第3回教育システム委員会_資料2-4(DP・CPと教育課程(授業科目)の対応(工学研究科)) (再掲) 6-2-1-01_(02)工学研究科規則 ※第11条(成績) |
| 分析項目6-6-2 成績評価基準を学生に周知していること | <ul style="list-style-type: none"> ・成績評価基準を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料等の該当箇所 6-6-2-01_(02)令和元年度第3回教育システム委員会_資料2-3 ※P8 3. 成績評価 |
| 分析項目6-6-3 成績評価基準に則り各授業科目の成績評価や単位認定が厳格かつ客観的に行われていることについて、組織的に確認していること | <ul style="list-style-type: none"> ・成績評価の分布表 (再掲) 6-5-1-01_(00)令和元年度第2回教育システム委員会_資料5_成績分布確認(非公表) ・成績評価分布等のデータを関係委員会等で確認するなど組織的に確認していることに関する資料 (再掲) 6-5-1-02_(00)令和元年度第2回教育システム委員会議事要録(非公表) (再掲) 6-5-1-03_(00)令和元年度第2回教育システム委員会主な質疑・意見等(非公表) ・GPA制度の目的と実施状況についてわかる資料 (再掲) 6-6-2-01_(02)令和元年度第3回教育システム委員会_資料2-3 ※P8 3. 成績評価 ・(個人指導等が中心となる科目の場合) 成績評価の客観性を担保するための措置についてわかる資料 |
| 分析項目6-6-4 成績に対する異議申立て制度を組織的に設けていること | <ul style="list-style-type: none"> ・学生からの成績評価に関する申立ての手続きや学生への周知等が明示されている資料 6-6-4-01_(00)成績評価申立て制度について ・申立ての内容及びその対応、申立ての件数等の資料・データ |

| | |
|--|--|
| | <p>該当なし</p> <p>・成績評価の根拠となる資料（答案、レポート、出席記録等）</p> |
| <p>【特記事項】</p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| 分析項目6-6-1 | <p>従来から成績評価区分について定めがあり、科目ごとのシラバスにおいて到達度目標や成績評価方法を細かく定めていた。しかし、6月の自己評価書提出時点における自己点検・評価の結果、「学習成果の評価の方針」を包括するものが欠けていることを発見したので現在策定中である。</p> |
| 分析項目6-6-2 | <p>従来から成績評価区分について定めがあり、科目ごとのシラバスにおいて到達度目標や成績評価方法を細かく定めていた。しかし、6月の自己評価書提出時点における自己点検・評価の結果、「学習成果の評価の方針」を包括するものが欠けていることを発見したので現在策定中である。</p> |
| 分析項目6-6-3 | <p>成績評価の基準を教員及び学生に公開している。成績評価の分布について、教育システム委員会で報告し事後チェックを行っている。GPA基準についても学生便覧に掲載し学生自身の学習成果確認に利用するほか修学指導に活用している。また、特別研究の成績評価については、成績入力権限を博士前期課程はコース長に、博士後期課程は専攻長に設定し、客観性が担保された成績のチェック体制としている。</p> |
| 分析項目6-6-4 | <p>学生からの成績に関する異議申立てを考慮し、試験答案等を保管している。</p> |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、<u>根拠資料とともに</u>箇条書きで記述すること。</p> | |
| 活動取組6-0-A | <p>該当なし</p> |
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。（該当する□欄をチェック■）</p> <p>■ 当該基準を満たす</p> <p>□ 当該基準を満たさない</p> | |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>・該当なし</p> | |
| <p>改善を要する事項</p> <p>・該当なし</p> | |

| 基準6-7 大学等の目的及び学位授与方針に則して、公正な卒業(修了)判定が実施されていること | |
|---|--|
| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
| <p>分析項目6-7-1</p> <p>大学等の目的及び学位授与方針に則して、卒業又は修了の要件（以下「卒業（修了）要件」という。）を組織的に策定していること</p> | <p>・卒業又は修了の要件を定めた規定</p> <p>6-7-1-01_(02)大学院学則 ※第25条（博士前期課程の修了の要件）、第26条（博士後期課程修了の要件）、第27条（学位）</p> |

| | |
|---|---|
| | <p>6-7-1-02_(02)工学研究科規則 ※別表第1 (博士前期課程) (第2条関係) 備考</p> <ul style="list-style-type: none"> 卒業又は修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方を含めて卒業 (修了) 判定の手順が確認できる資料 <p>6-7-1-03_(02)学位規則 ※第12条 (審査結果の報告)、第13条 (学位授与の決議)、第14条 (学位記の授与)</p> |
| <p>分析項目6-7-2</p> <p>大学院教育課程においては、学位論文又は特定の課題についての研究の成果の審査に係る手続き及び評価の基準 (以下「学位論文審査基準」という。) を組織として策定されていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 学位論文 (課題研究) の審査に係る手続き及び評価の基準 修了判定に関する教授会等の審議及び学長など組織的な関わり方が確認できる資料 <p>6-7-2-01_(02)学位規則 ※第4条 (学位論文審査願の手続き)、第6条 (学位論文の受理及び審査の付託)、第7条 (審査委員)、第8条 (審査)、第9条 (最終試験)、第10条 (学力の確認)、第12条 (審査結果の報告)、第13条 (学位授与の議決)</p> <p>6-7-2-02_(02)学位審査取扱細則 ※第2章. 修士の学位: 第5条 (審査の付託)、第6条 (審査委員の指名)、第7条 (審査委員会)、第8条 (公開発表会)、第9条 (論文の審査及び最終試験)、第11条 (論文の審査及び最終試験の報告)</p> <p>第3章. 博士の学位 第1節. 課程博士: 第14条 (審査の付託)、第15条 (審査委員の指名)、第16条 (審査委員会)、第17条 (公開発表会)、第18条 (論文の審査及び最終試験)、第20条 (論文の審査及び最終試験の報告)</p> <p>第2節. 論文博士: 第24条 (審査の付託)、第25条 (審査委員の指名)、第26条 (審査委員会)、第27条 (公開発表会)、第28条 (論文の審査及び学力の確認)、第30条 (論文の審査及び学力の確認の報告)</p> <p>6-7-2-03_(02)学位論文審査の取扱いに関する申合せ</p> |
| <p>分析項目6-7-3</p> <p>策定した卒業 (修了) 要件 (学位論文評価基準を含む) を学生に周知していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 卒業 (修了) 要件を学生に周知していることを示すものとして、学生便覧、シラバス、オリエンテーションの配布資料、ウェブサイトへの掲載等の該当箇所 <p>6-7-3-01_(01)令和元年度第3回教育システム委員会 資料2-1 ※P8 4. 修了の要件 (1) 工学研究科博士前期課程、(2) 工学研究科博士後期課程、(3) 論文審査</p> |
| <p>分析項目6-7-4</p> <p>卒業又は修了の認定を、卒業 (修了) 要件 (学位論文評価基準を含む) に則して組織的に実施していること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 教授会等での審議状況等の資料 <p>〈専門職学位課程を除く大学院課程の分析〉</p> <p>(再掲) 6-7-2-01_(02)学位規則 ※第4条 (学位論文審査願の手続き)、第6条 (学位論文の受理及び審査の付託)、第7条 (審査委員)、第8条 (審査)、第9条 (最終試験)、第10条 (学力の確認)、第12条 (審査結果の報告)、第13条 (学位授与の議決)</p> |

| | |
|--|---|
| | <p>(再掲) 6-7-2-02_(02)学位審査取扱細則 ※第2章. 修士の学位: 第5条(審査の付託)、第6条(審査委員の指名)、第7条(審査委員会)、第8条(公開発表会)、第9条(論文の審査及び最終試験)、第11条(論文の審査及び最終試験の報告)</p> <p>第3章. 博士の学位 第1節. 課程博士: 第14条(審査の付託)、第15条(審査委員の指名)、第16条(審査委員会)、第17条(公開発表会)、第18条(論文の審査及び最終試験)、第20条(論文の審査及び最終試験の報告)</p> <p>第2節. 論文博士: 第24条(審査の付託)、第25条(審査委員の指名)、第26条(審査委員会)、第27条(公開発表会)、第28条(論文の審査及び学力の確認)、第30条(論文の審査及び学力の確認の報告)</p> <p>(再掲) 6-7-2-03_(02)学位論文審査の取扱いに関する申合せ</p> <p>6-7-4-01_(02)30 論文審査関係日程</p> <p>6-7-4-02_(02)平成30年度大学院博士論文審査関係日程について</p> <p>6-7-4-03_(02)博士前期課程論文公開発表会公示</p> <p>6-7-4-04_(02)博士後期課程論文公開発表会公示</p> <p>6-7-4-05_(02)大学院工学研究科委員会博士前期課程分科会議事録</p> <p>6-7-4-06_(02)大学院工学研究科委員会博士後期課程分科会議事録</p> <ul style="list-style-type: none"> 学位論文(特定課題研究の成果を含む。)に係る評価基準、審査手続き等 <p>(再掲) 6-7-1-01_(01)大学学則 ※第25条(博士前期課程の修了の要件)、第26条(博士後期課程修了の要件)、第27条(学位)</p> <ul style="list-style-type: none"> 学位論文の審査体制、審査員の選考方法が確認できる資料 <p>6-7-4-07_(02)学位申請の手引き(教員用)</p> <ul style="list-style-type: none"> 審査及び試験に合格した学生の学位論文 |
| <p>分析項目6-7-5</p> <p>専門職学科を設置している場合は、法令に則して卒業要件が定められていること</p> | <ul style="list-style-type: none"> 法令に則した卒業要件が組織として定められていることが確認できる資料 <p>該当なし</p> |
| <p>【特記事項】</p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| <p>分析項目6-7-3</p> | <p>入学者全員に履修要項の冊子を配布し、新入生オリエンテーションにおいて、卒業要件を含む内容について説明を行っているほか、大学HPに掲載して周知を行っている。</p> |

②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。

活動取組 6-7-A

該当なし

【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)

当該基準を満たす

当該基準を満たさない

優れた成果が確認できる取組

・ 該当なし

改善を要する事項

・ 該当なし

基準 6-8 大学等の目的及び学位授与方針に則して、適切な学習成果が得られていること

| 分析項目 | 分析項目に係る根拠資料・データ欄 |
|--|---|
| <p>分析項目 6-8-1</p> <p>標準修業年限内の卒業（修了）率及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率、資格取得等の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）（別紙様式 6-8-1） ・ 「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分）（別紙様式 6-8-1） 6-8-1_(02)標準修業年限内の卒業（修了）率（※1）（過去5年分）及び「標準修業年限×1.5」年内卒業（修了）率（※2）（過去5年分） ・ 資格の取得者数が確認できる資料 6-8-1-01_(00)教育職員免許状一括申請 ・ 論文の採択・受賞状況、各コンペティション等の受賞状況が確認できる資料 6-8-1-02_(00)学会賞受賞者一覧 |
| <p>分析項目 6-8-2</p> <p>就職（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学（進学希望者に対する進学者の割合）の状況が、大学等の目的及び学位授与方針に則して適正な状況にあること</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・ 就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分）（別紙様式 6-8-2）主な進学/就職先（起業者も含む） 6-8-2_(02)就職率（就職希望者に対する就職者の割合）及び進学率の状況（過去5年分） ・ 学校基本調査で提出した「該当する」資料（大学ポートレートにある場合は該当URL） 6-8-2-01_(00)大学ポートレートの「進路」URLまとめ ・ 卒業（修了）生の社会での活躍等が確認できる資料（新聞記事等） |

| | |
|---|--|
| | 6-8-2-02_(00)卒業生の社会での活躍が確認できる資料(非公表) |
| 分析項目6-8-3 卒業(修了)時の学生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること | <ul style="list-style-type: none"> ・学生からの意見聴取(学習の達成度や満足度に関するアンケート調査、学習ポートフォリオの分析調査、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-3-01_(02)修了予定者アンケート調査結果 |
| 分析項目6-8-4 卒業(修了)後一定期間の就業経験等を経た卒業(修了)生からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること | <ul style="list-style-type: none"> ・卒業(修了)後、一定年限を経過した卒業(修了)生についての意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-4-01_(02)卒業生アンケート集計結果 <ul style="list-style-type: none"> ・意見聴取に関する資料(卒業(修了)後一定期間(例えば「5年間」等大学が適切と考える期間)経過時) |
| 分析項目6-8-5 就職先等からの意見聴取の結果により、大学等の目的及び学位授与方針に則した学習成果が得られていること | <ul style="list-style-type: none"> ・就職先や進学先等の関係者への意見聴取(アンケート、懇談会、インタビュー等)の概要及びその結果が確認できる資料 6-8-5-01_(02)企業アンケート集計結果 |
| <p>【特記事項】</p> <p>①上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。</p> | |
| 分析項目6-8-3 | <p>本学では、毎年、修了予定者を対象として修了予定者アンケートを実施しており、これは学生からの意見聴取及び学習成果を確認する資料に該当するものである。平成29年度においては、「Ⅱ.大学院教育について」の中で、「B-1.修了にあたってあなたが身につけたと思うものはどれですか」という設問に対して、「専門的能力」と「プレゼンテーション能力」と回答したものが最も多かった結果となっており、60%以上となっていることから、学習成果が得られていると把握できる。</p> |
| 分析項目6-8-4 | <p>本学では、卒業後3年を経過した卒業生(大学院修了生も含む)を対象として卒業生アンケートを実施しており、卒業生からの意見聴取及び学習成果を確認する資料に該当するものである。平成30年度に実施したアンケートにおいては、大学時代に学んだことや経験の現在の生活における貢献度で、「非常に役立っている」「役立っている」を合せて、最も高いのは「ゼミ」64.1%、次いで「アルバイト」62.8%、「専門科目」61.6%となっており、ゼミ(発表能力)や専門科目(専門分野)における学習成果が得られていると把握できる。</p> |
| 分析項目6-8-5 | <p>本学では、卒業生(大学院修了生を含む)が採用されている企業を対象として企業アンケートを実施しており、就職先等の関係者からの意見聴取及び学習成果を確認する資料に該当するものである。平成30年度に実施したアンケートにおいては、Ⅱ-1.本学卒業生の意識や身につけている能力についての感想について、「問題解決に体して、多分野の知識やアイデアを総合して対処する柔軟性や独創性を持った卒業者が多い」(課題解決能力)との回答が「そう思う」と「やや思う」を合わせて77%、「問題解決にあたり、調査、分析、報告の能力が高い卒業者が多い」(まとめて発表する能力)との回答が「そう思う」と「やや思う」を合わせて87.3%という高い回答割合となっており、学習成果が得られていると把握できる。</p> |
| <p>②この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。</p> | |
| 活動取組6-8-A | 該当なし |

| |
|--|
| <p>【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。(該当する口欄をチェック■)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該基準を満たす</p> <p><input type="checkbox"/> 当該基準を満たさない</p> |
| <p>優れた成果が確認できる取組</p> <p>・ 該当なし</p> |
| <p>改善を要する事項</p> <p>・ 該当なし</p> |